



# 北海道建設産業支援プラン2018

平成30年3月

北海道

## 目次

第1章	プランの策定にあたって	1-1
1	策定の趣旨	1-1
2	これまでの建設産業施策	1-2
3	プランの期間	1-3
4	プランの対象	1-3
5	プランの位置付け	1-3
第2章	建設産業を取り巻く現状	2-1
1	社会情勢	2-1
2	建設産業の現状	2-2
3	建設産業の特性	2-7
4	建設産業を取り巻く国や道の動き	2-7
第3章	前プランの検証	3-1
1	前プランの検証	3-1
2	検証のまとめ	3-15
3	今後の対応	3-15
第4章	本プランの課題設定	4-1
1	経営力の強化	4-1
2	人材の確保・育成	4-2
3	地域の安全・安心の確保	4-3
4	建設産業の環境整備	4-3
第5章	本プランの施策・取組の展開	5-1
1	将来に続く経営力の強化	5-2
2	技術をつなぐ担い手確保・育成の強化	5-4
3	地域の安全・安心の確保	5-6
4	建設産業の環境整備	5-6
	【発注者としての取組】	5-8
第6章	プランの推進について	6-1
1	推進にあたっての姿勢	6-1
2	推進・管理体制	6-1
注釈		7-1

## 第1章 プランの策定にあたって

### 1 策定の趣旨

北海道の建設産業<sup>(1)</sup>は、道民生活や社会経済活動の基盤となる、道路や河川などの社会資本整備や住宅などの建築のほか、日ごろの維持管理や施設の長寿命化の対応、さらには、地震や台風などの自然災害発生時において、通行止め等の初期対応や被災後の迅速な復旧に努め、道民生活の早期回復に資するなど、本道の発展や地域の安全・安心な生活に重要な役割を果たしています。

また、地域に根ざした建設産業は、地域の雇用創出や事業活動による地域経済発展に寄与するという地域づくり産業でもあります。

こうしたなか、建設投資額は平成5年度をピークに、平成22年度まで減少していたほか、建設業就業者も減少しており、経営環境は厳しい状況にありました。

そのため、道では、平成10年から、建設産業振興のための取組を進めてきており、平成20年からは「北海道建設産業支援プラン」、平成25年からは「北海道建設産業支援プラン2013」（以下、「前プラン」という。）を策定し、様々な取組を行ってきました。

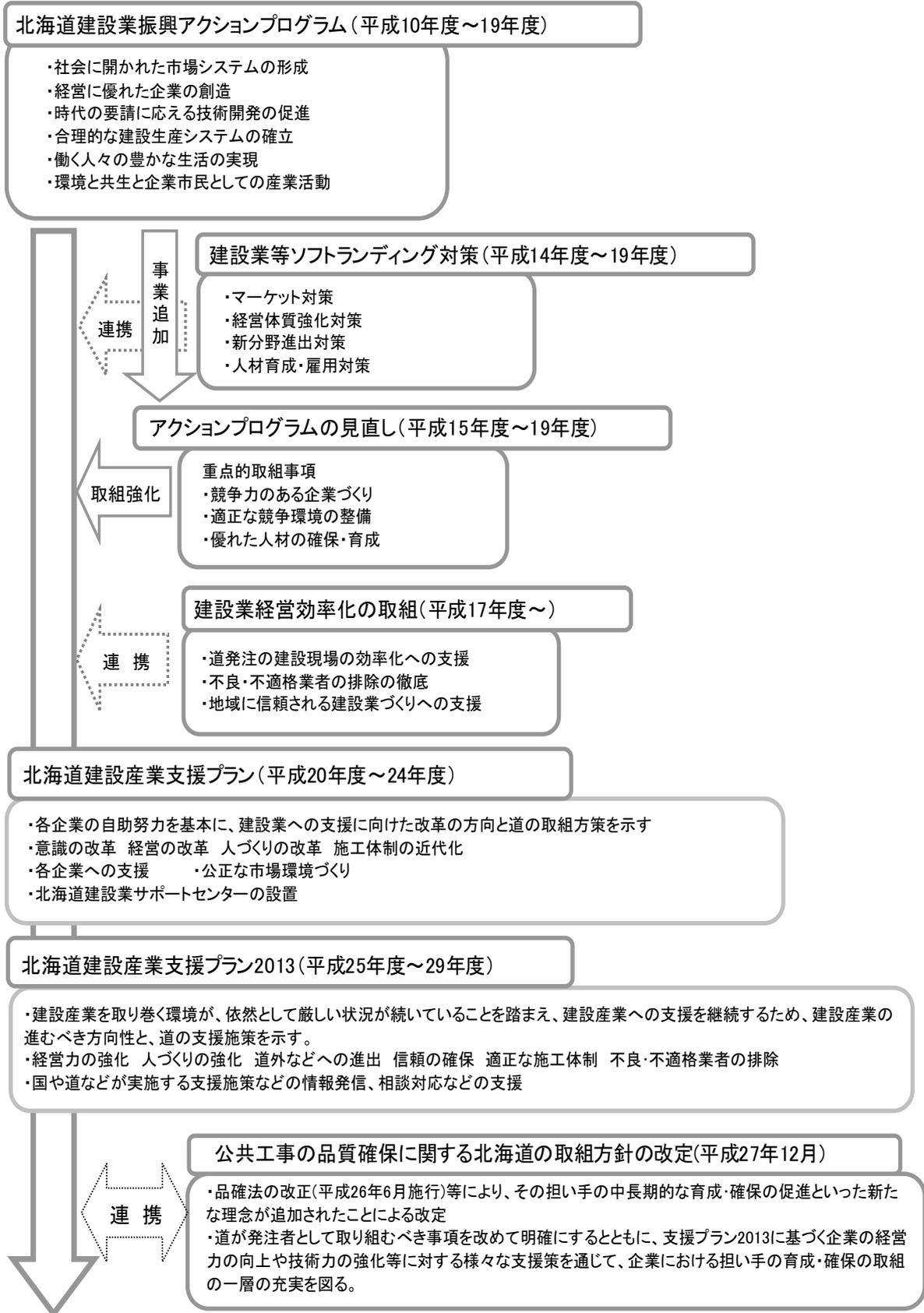
現在、前プラン策定時のような大幅な建設投資額の減少はないものの、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、建設業就業者の減少も止まらず、将来にわたる建設工事の品質確保とその担い手の中長期的な確保・育成に関する懸念が高まっています。また、平成28年夏に連続して上陸した台風による災害のように、近年の本道では、局地的な集中豪雨が相次いで発生するなど、これまでも増して、地域の安全・安心の確保が重要となっています。

こうしたことから、引き続き、建設産業の持続的発展に向けて、今回、道としての支援施策を総合的に取りまとめる新たな支援プラン「北海道建設産業支援プラン2018」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

なお、本プランは、北海道建設業審議会に設置した「建設産業の振興に関する専門委員会」や地方建設業協会などの関係団体からいただいた意見、パブリックコメントの実施結果、さらには前プランの検証結果や建設業者などへのアンケート調査結果も踏まえて、取りまとめました。

※本プランでは、主に建設業に関する記述については、“建設業”を用い、建設業と建設関連業の両方に関する記述については、“建設産業”を用います。

## 2 これまでの建設産業施策



### 3 プランの期間

本道の建設産業の持続的発展のためには、その時々<sup>2</sup>の社会経済情勢に応じ、的確な取組を行っていく必要があります。

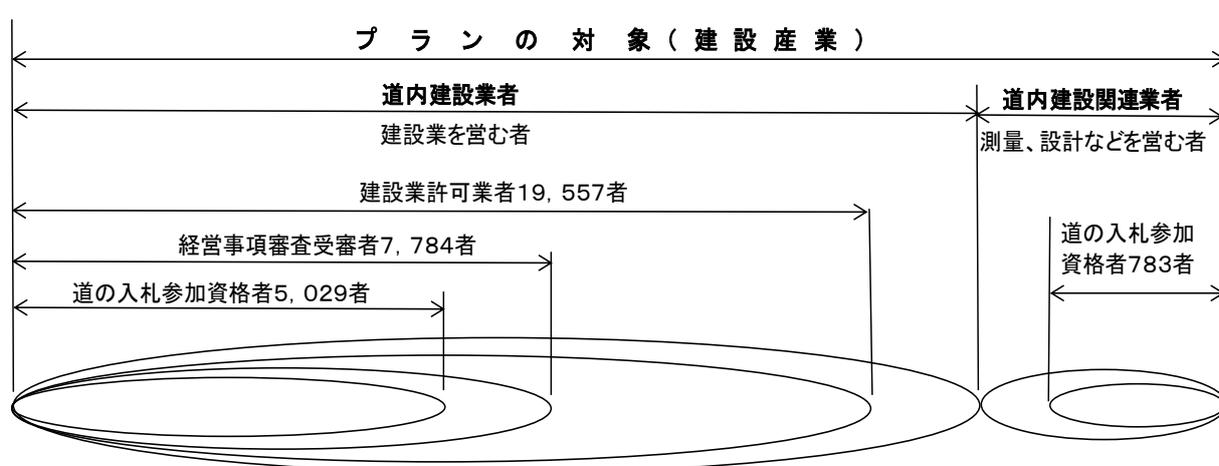
しかしながら、各企業をはじめ、道や関係機関などが共通の認識のもと、施策に取り組むには一定程度の期間が必要なことから、前プランと同様に、本プランの推進期間は5年とし、平成30年度から平成34年度までとします。

なお、社会経済情勢の急激な変化が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

### 4 プランの対象

本プランでは、土木工事や建築工事などのほか、公共工事や民間工事などの違いにかかわらず、また、建設業許可業者であるかどうかにかかわらず、広く建設業を営む者を対象とします。

また、工事は、測量、地質調査、設計、コンサルタント、建設資材や機械の調達、施工、さらに解体等の様々な工程が有機的に連携して、進捗するものです。このため、本プランでは、一連の建設関連業も対象とし、様々な施策・取組を展開していきます。



※業者数等は平成29年3月末時点

### 5 プランの位置付け

本プランは、道の政策の基本的な方向を総合的に示している「北海道総合計画」<sup>(2)</sup>の経済・産業分野「(3) 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生」における特定分野別計画として位置付けられるものです。

また、「新・北海道ビジョン推進方針」<sup>(3)</sup>の中でも、「経済と雇用を支える「地域産業力」の底上げ」として位置付けられるものです。

## 第2章 建設産業を取り巻く現状

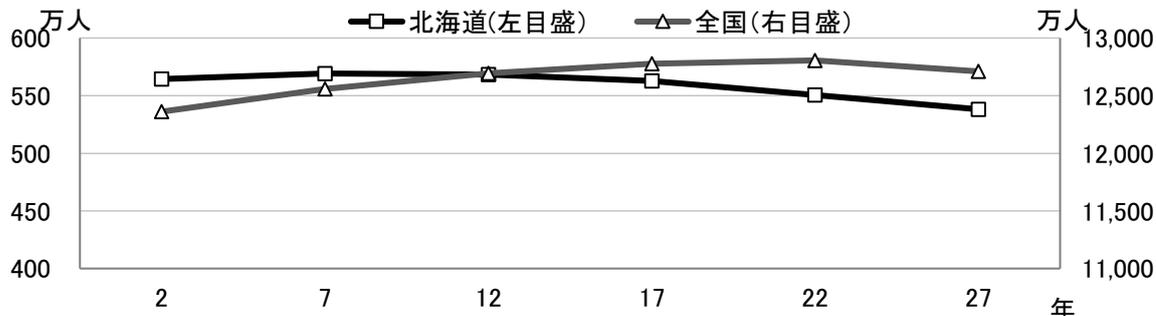
### 1 社会情勢

#### (1) 本道の総人口

本道の総人口は、平成7年の約569万人をピークとして、平成27年には約538万人に減少しています。

全国の総人口は、平成22年の約1億2,806万人をピークとして、平成27年には約1億2,709万人に減少しています。

北海道及び全国の総人口の推移



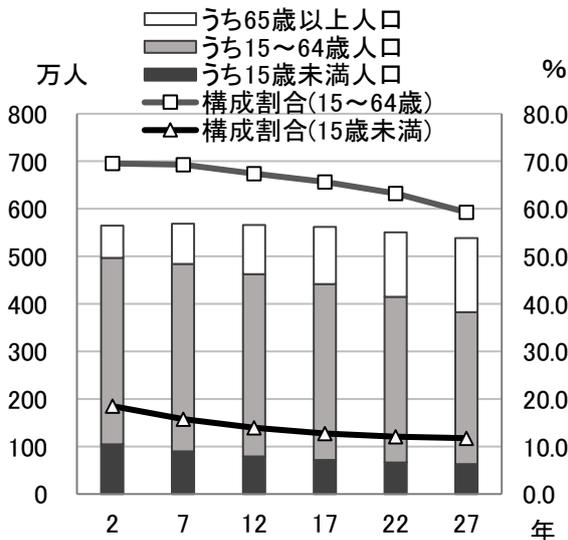
出典：総務省「国勢調査」

#### (2) 本道の年代別人口

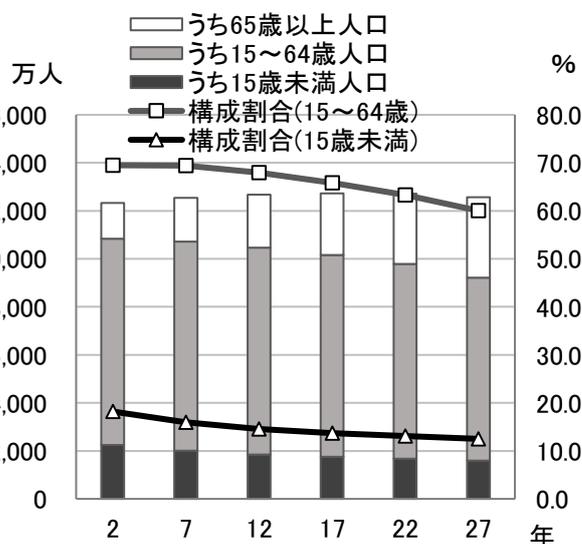
本道の総人口のうち15歳未満の人口は、平成2年の約103万人から平成27年の約61万人に、15歳未満の人口の総人口に占める構成割合は、全国では平成2年の約18.2%から平成27年に約12.5%と推移しているのに対し、本道では平成2年の約18.3%から平成27年の約11.3%と推移し、全国に比べ減少傾向が進んでいます。

本道の総人口のうち15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成2年の約392万人から平成27年の約319万人に、15歳から64歳までの生産年齢人口の総人口に占める構成割合は、全国では平成2年の約69.5%から平成27年の約60.0%と推移しているのに対し、本道では平成2年の約69.5%から平成27年の約59.3%と推移し、全国に比べ減少傾向が進んでいます。

年代別人口、構成割合の推移（北海道）



年代別人口、構成割合の推移（全国）



出典：総務省「国勢調査」

## 2 建設産業の現状

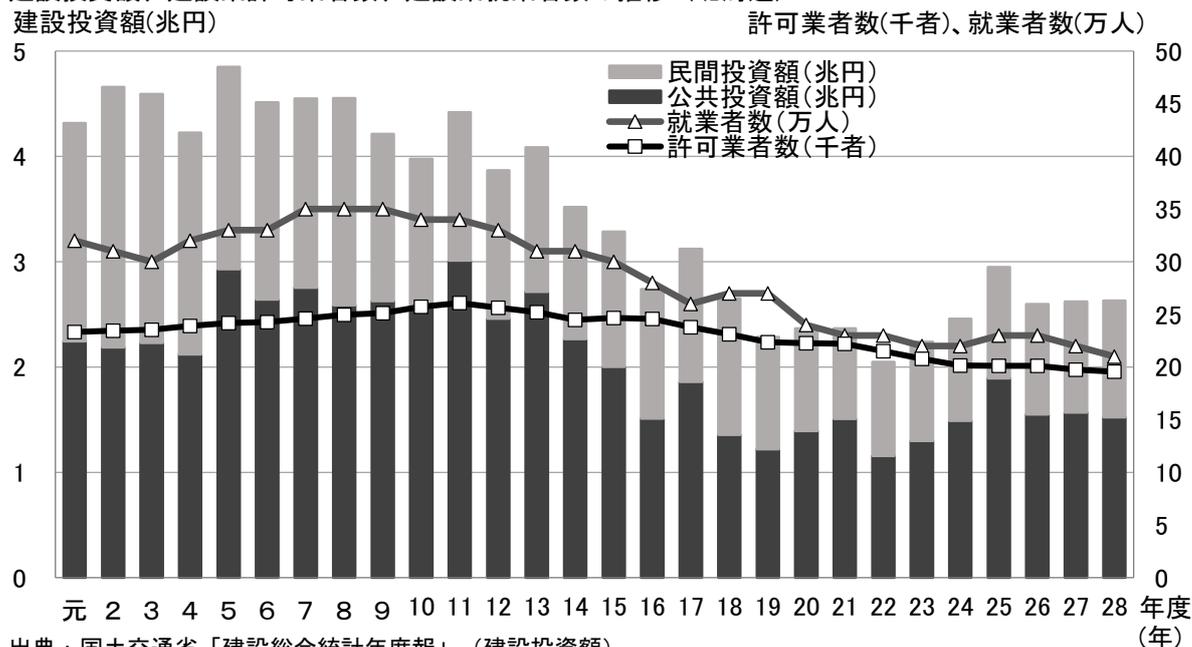
### (1) 建設投資額・許可業者数・就業者数

道内の建設投資額は、平成5年度の約4.85兆円をピークに減少傾向にありましたが、平成22年度の約2.05兆円を底として、近年は増加傾向にあるものの、平成28年度は約2.63兆円でピーク時の約54%になっています。

道内の建設業許可業者数は平成11年度の26,076者をピークに減少してきましたが、近年は横ばいで推移し、平成28年度は19,557人でピーク時の75%になっています。

道内の建設業の就業者数は、平成7～9年の約35万人をピークに減少傾向にあり、平成25年に回復したものの、平成27年以降再び減少し、平成28年は約21万人でピーク時の約60%になっています。

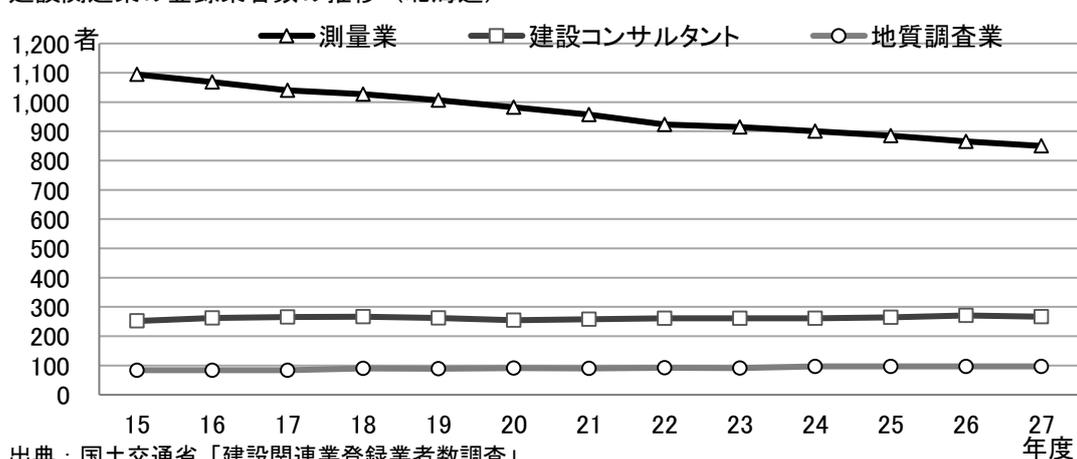
建設投資額、建設業許可業者数、建設業就業者数の推移（北海道）



### (2) 建設関連業の登録業者数

道内の建設関連業の登録業者数は、測量業は減少傾向にありますが、建設コンサルタント及び地質調査業は横ばいで推移しています。

建設関連業の登録業者数の推移（北海道）

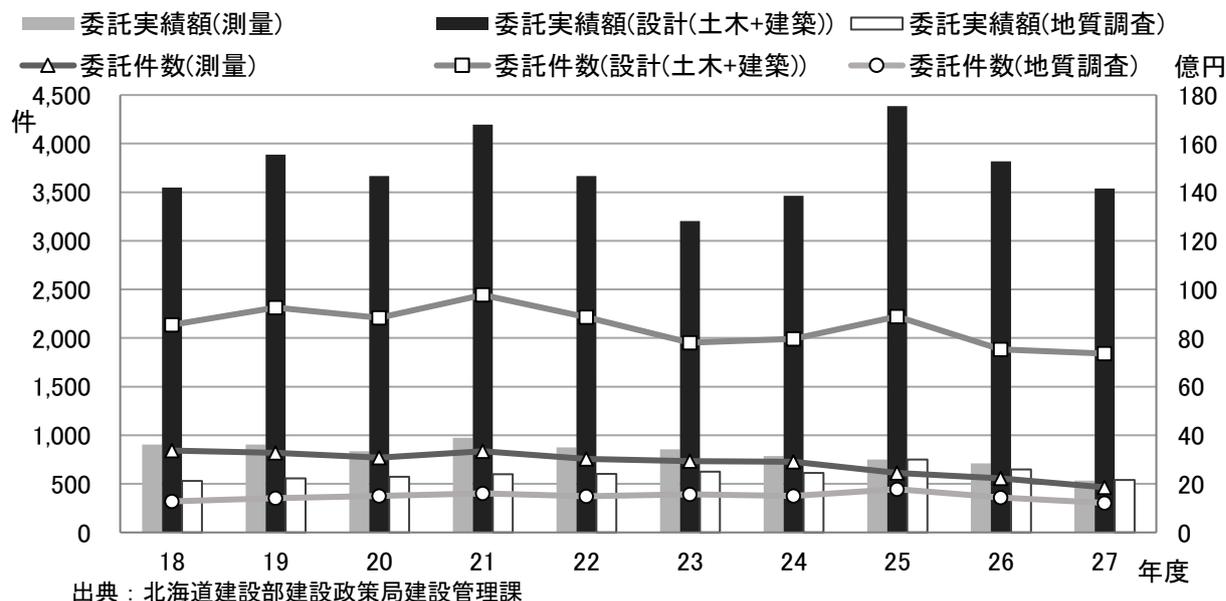


※各年度3月末時点の業者数

### (3) 建設関連業への委託実績

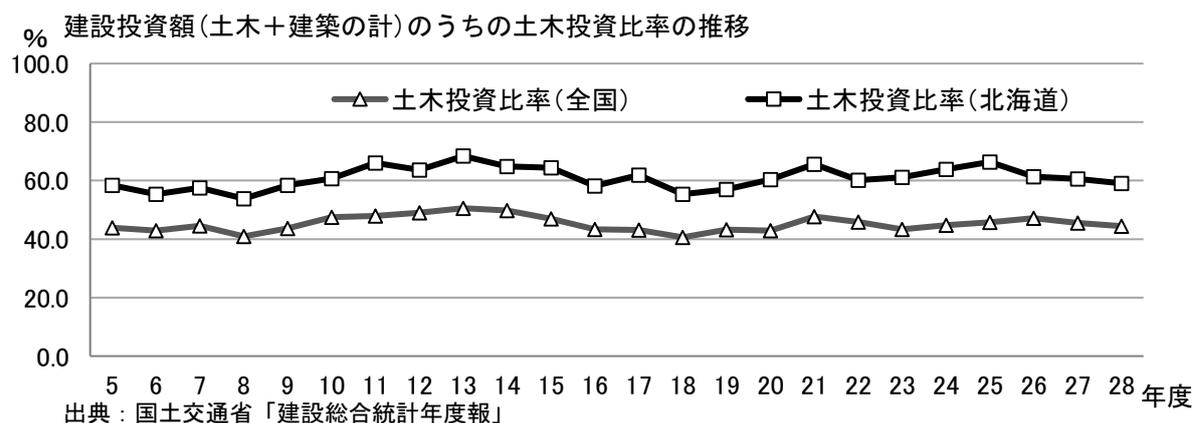
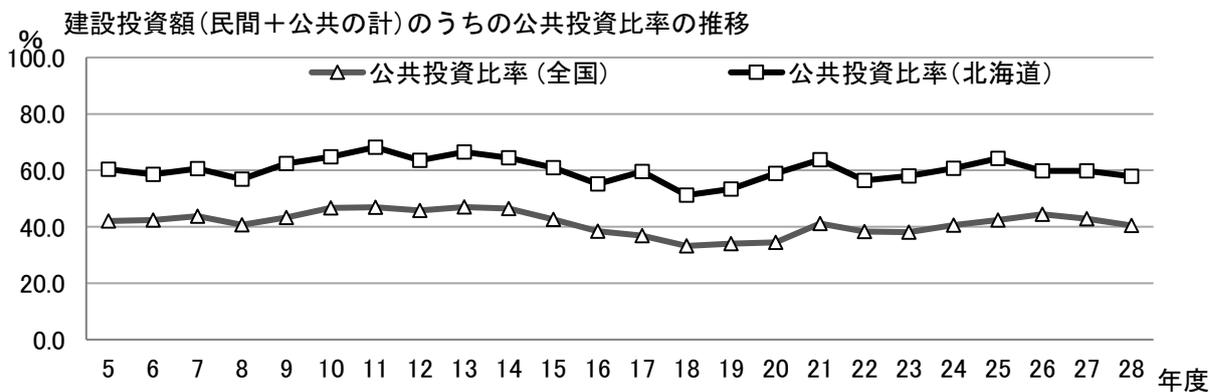
道建設管理部発注の測量、設計（土木及び建築）に係る委託件数、委託実績額は、おおむね減少傾向にあり、地質調査では、おおむね横ばい傾向にあります。

測量、設計、地質調査別委託実績件数、額の推移（北海道建設管理部）



### (4) 建設投資額の民間・公共及び建築・土木別構成比

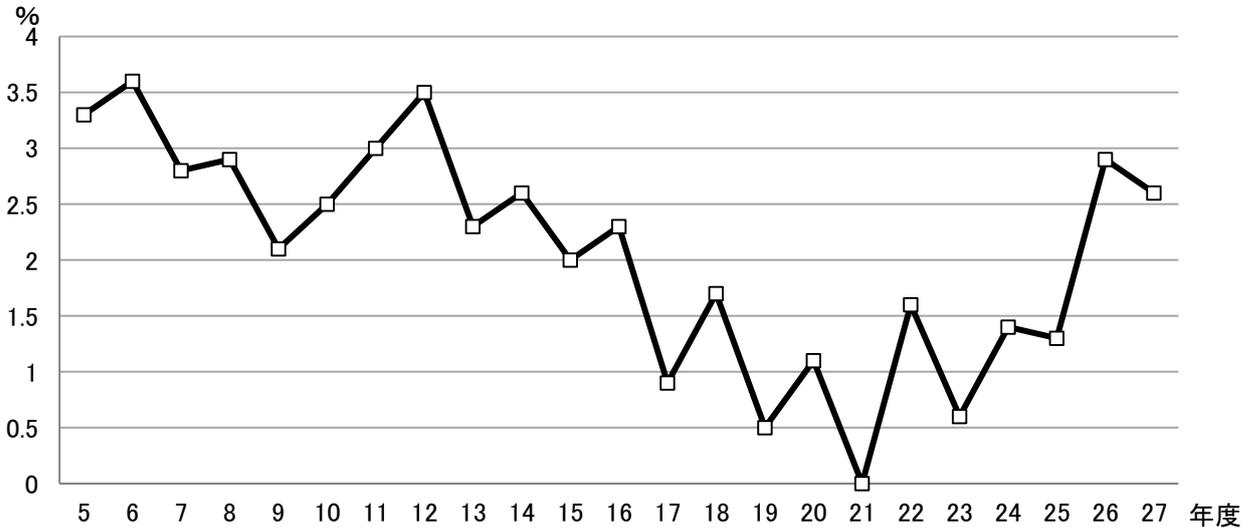
道内の建設投資額に占める公共投資額の割合は、平成28年度で57.9%となっており、全国の40.5%に比べて高い割合となっています。また、道内の建設投資額に占める土木の割合は、平成28年度で59.1%となっており、全国の44.4%に比べて高い割合となっています。



### (5) 売上高営業利益率

道内の建設業の売上高営業利益率は、平成6年度の3.6%をピークに減少傾向にありましたが、平成21年度の0.0%を底として、近年は改善傾向にあり、平成27年度は2.6%となっています。

建設業の売上高営業利益率の推移（北海道）



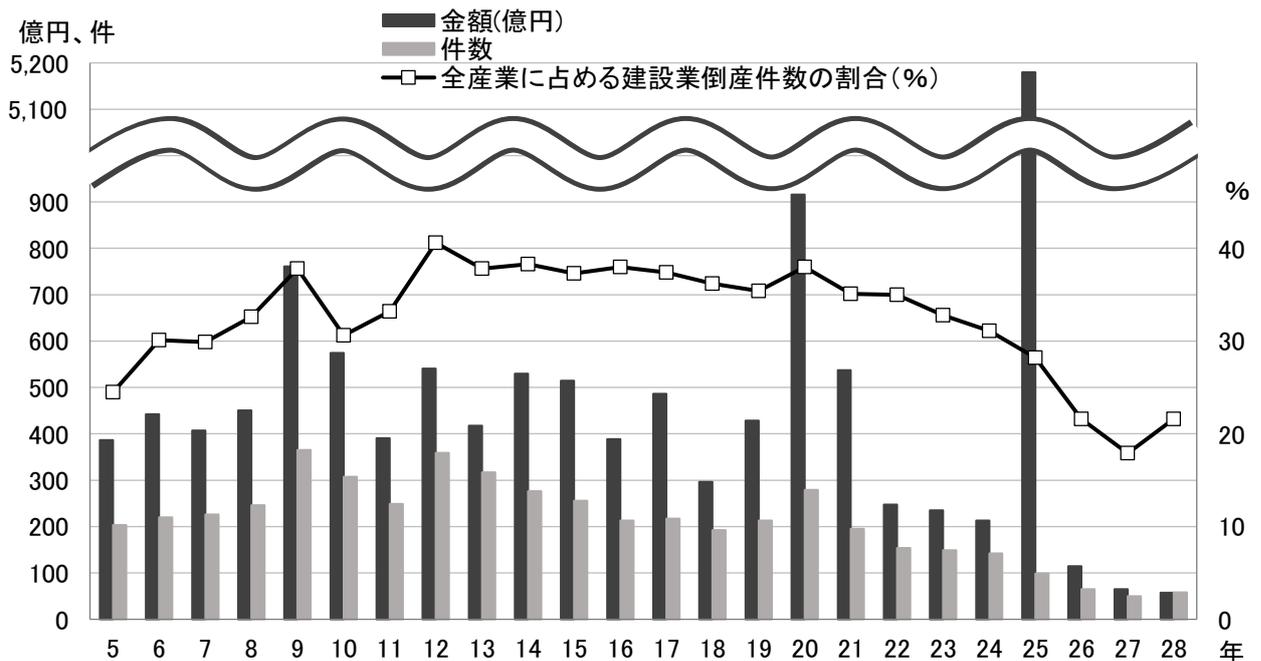
出典：北海道建設業信用保証株式会社

※各年度のデータは前年10月分～当年9月分を集計したもの

### (6) 建設業の倒産件数等

道内の建設業の負債金額1千万円以上の企業倒産は、件数、金額、全産業に占める割合ともに平成21年度以降減少傾向にあり、平成28年は、それぞれ、58件、57億円、全産業に占める構成比は件数で21.6%となっています。

建設業の倒産の推移（北海道）

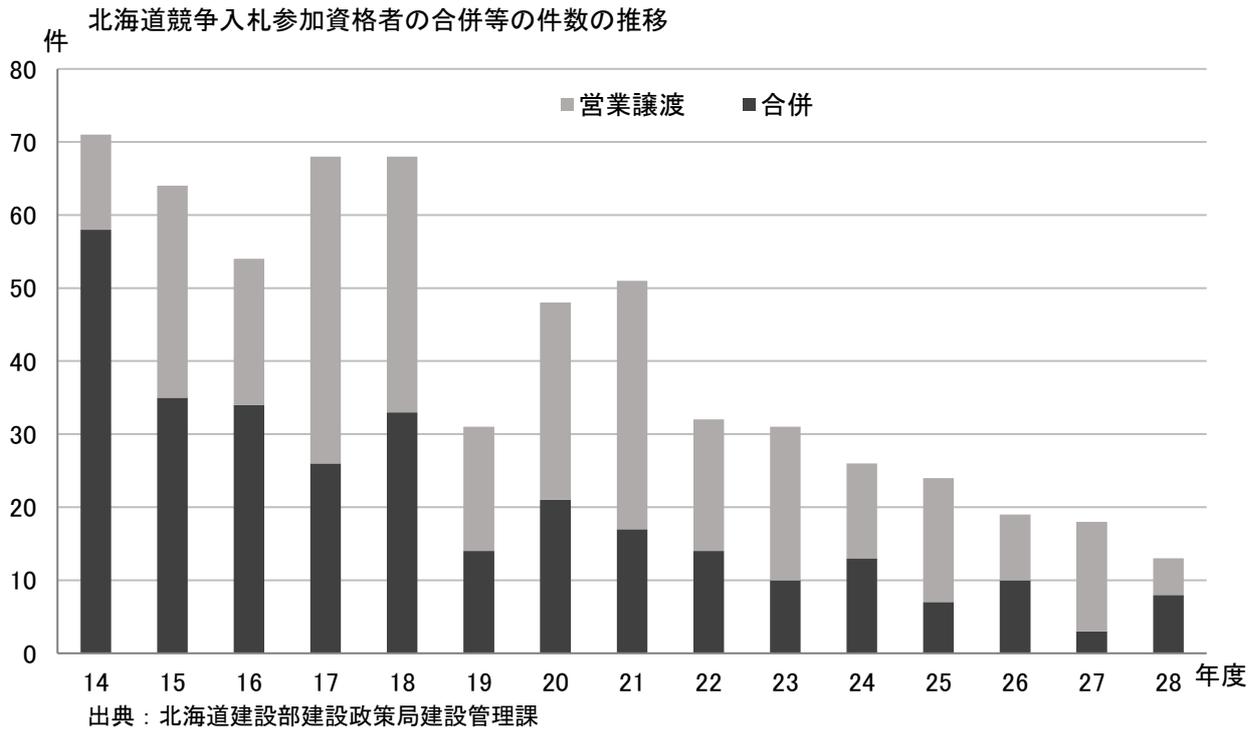


出典：株式会社東京商エリサーチ北海道支社

※平成25年はカプトデコム(株)の負債総額5,061億円を含む

**(7) 北海道競争入札参加資格者の合併等**

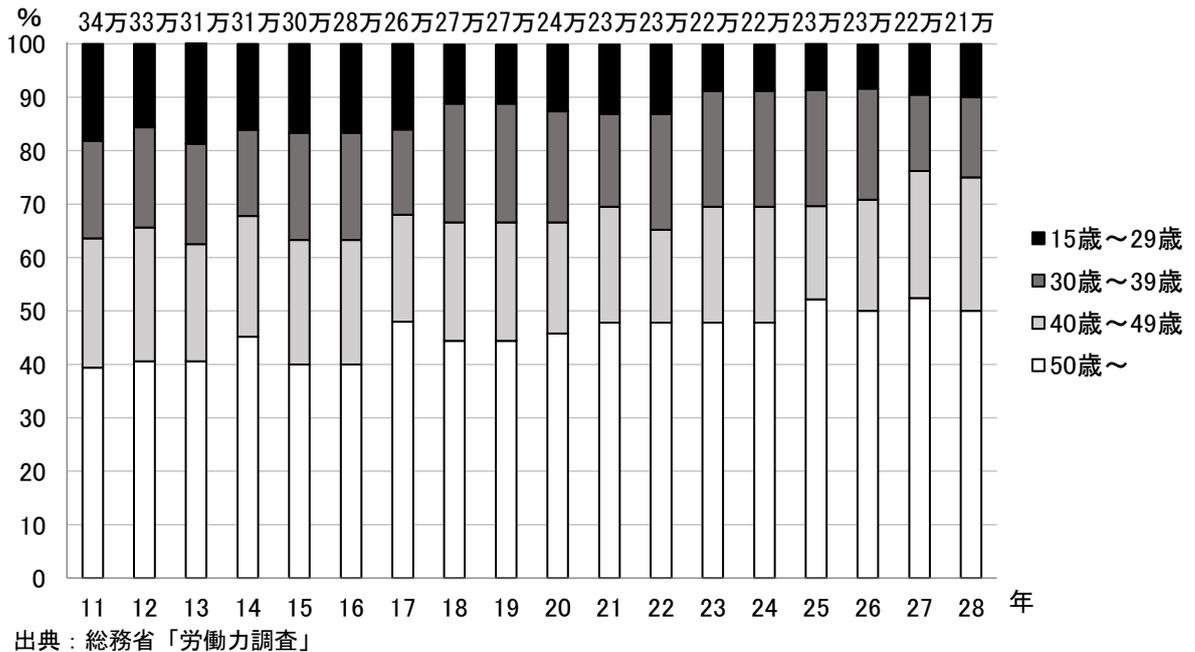
道の入札参加資格者の合併と営業譲渡の件数は、平成22年度以降減少し、平成28年度は、13件となっています。



**(8) 年齢階層別の建設業就業者数構成比**

道内の建設業就業者は、平成16年以前は50歳以上が約40%、29歳以下が20%弱でしたが、近年は50歳以上が約50%に増加し、29歳以下が約10%に減少しており、それぞれ横ばいで推移しています。

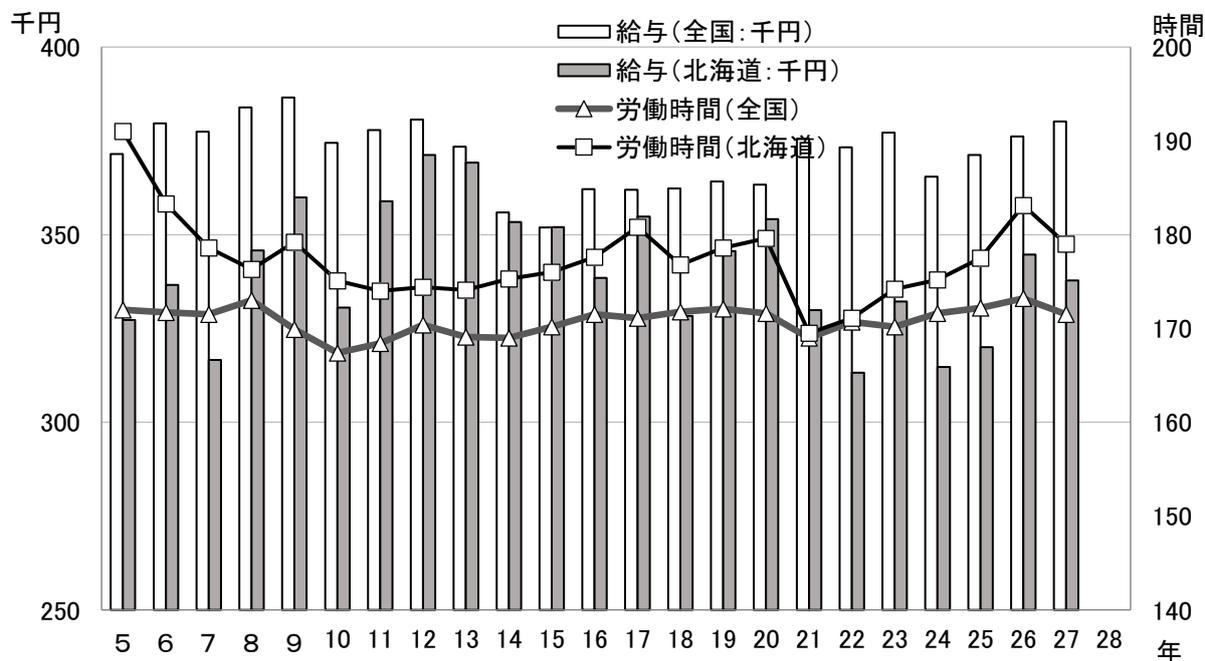
年齢階層別の建設業就業者数構成比の推移（北海道）



### (9) 建設労働者の平均月間給与額・労働時間数

道内の建設労働者の平均月間給与額は、平成27年の337,837円に対して、全国は380,141円、また、平均月間労働時間は、平成27年の179.0時間に対して、全国は171.5時間となっています。道内の建設労働者の平均月間給与額は全国を下回り、逆に労働時間は全国を上回っています。

建設労働者の平均月間給与額・労働時間数の推移



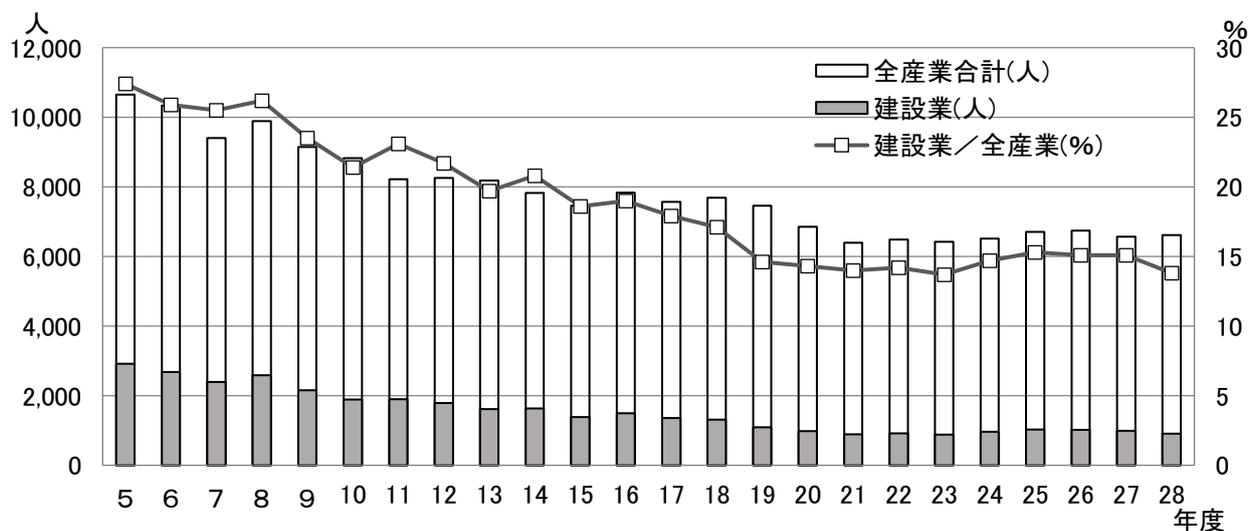
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(全国の給与、労働時間)

北海道総合政策部情報統計局統計課「毎月勤労統計調査地方調査」(北海道の給与、労働時間)

### (10) 建設業における労働災害

道内の建設業の労働災害被災者数は、平成28年度で911人となっており、全産業の13.8%を占めています。労働災害被災者数は減少傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

道内建設業における労働災害被災者数の推移(休業4日以上と死亡者)



出典：北海道労働局

### 3 建設産業の特性

建設産業には、次のような特性があります。

- ・ 注文を受けて完成させるという受注産業

建設産業は、発注者からの注文を受けて業務に取りかかり、完成させるという受注産業です。そのため、他の産業のように労働力や機械が空いているときに、生産しておくという生産調整ができず、労働力や機械の計画的な配分が難しい産業です。

- ・ 労働力を必要とする産業

建設工事は、その施工する土地や自然環境に大きな影響を受けるため、現場に依じて、様々な対応が必要になります。そのため、機械化は進んでいますが、画一的な製品をつくる他の産業のようなオートメーション化が難しく、人力に頼る作業が多いのが特徴です。

- ・ 元請・下請で構成される産業

建設業の一般的な工事現場では、工種に応じて専門的な技術が必要となり、主に現場の管理を行う元請のもとに、下請や孫請の専門工事業者で構成される重層的な構造となっています。

- ・ 屋外作業が多い産業

建設工事は、屋外で行うことが主であり、天候や災害などの自然環境に大きく影響を受けます。特に、北海道は積雪寒冷地であるため、建設工事の施工に適している時期が限られており、一年を通じて利益をあげることが難しくなっています。

- ・ 地域づくり産業

建設産業は、地域の経済発展に寄与するだけでなく、地域の雇用も支えるなど、地域に根ざした産業です。また、日頃の維持管理や災害発生時の対応に果たす役割は大きいものがあるほか、地域貢献など幅広い地域の課題に向き合う地域に密着した産業です。

### 4 建設産業を取り巻く国や道の動き

建設産業を取り巻く環境は大きく変わっており、建設投資額も、長期にわたり減少が続いていましたが、平成22年度を底として、増加傾向にあることから、多くの企業の経営方針は、本業維持・拡充に移ってきています。

また、高度経済成長期に整備された多くの社会資本の老朽化が進んでおり、日々の維持管理だけではなく、長寿命化を図ることが必要であり、公共事業は補修系事

業にシフトが進んでいます。

平成28年夏に連続して上陸した台風による大規模な災害のように、本道でも、本州と同様な災害が発生していることから、これまでに増して、国土強靱化の対応が重要となっています。

一方で、これまでの建設投資額の減少や少子高齢化の進行などから、建設業事業者が減少しており、建設産業が持続的に発展するには、担い手確保、女性活躍推進の取組、さらには生産性向上のためのICT<sup>(4)</sup>活用などが重要となっています。

このように、建設産業に関する国や道の動きにも変化が見られることから、支援施策を検討するにあたり、前プラン策定時以降の建設産業に係る主な動きを記載します。

### (1) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正

建設投資額の減少やそれに伴う競争の激化により、建設業を取り巻く環境は悪化し、工事数が減少する中、企業が存続するため、無理にでも受注しようとするダンピング受注が多くなりました。

そのため、企業の疲弊により、就業者数が大きく減少するなど様々な課題が生じたことから、平成26年6月に、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等のため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が改正されました。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」、及び「建設業法」も、同様な趣旨のもと、改正されています。

これらを踏まえ、道においては、平成27年12月に、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を改定し、道の発注工事における品質確保と担い手育成・確保の取組をより一層強化しています。

※品確法と建設業法・入契法等の一体的改正等は、資料編「資料4」参照

### (2) インフラ長寿命化計画

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が、今後一斉に更新時期を迎えることから、施設の老朽化対策が大きな課題となっています。

そのため、インフラの長寿命化や必要な機能の適正化など戦略的な管理により、維持管理・更新等にかかるコストを縮減・平準化する取組を行うため、国では、平成26年5月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を取りまとめています。

道においても、インフラの長寿命化や必要な機能の適正化など戦略的な管理により、維持管理・更新等に係るコストを縮減・平準化する取組が急務であることから、平成27年6月に、道が所有するすべての施設について、老朽化などの状況を把握し、課題を浮き彫りにした上で、施設ごとに老朽化対策の基本的な方

針を示すための「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、順次、具体的な取組を進めています。

※「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」は、資料編「資料5」参照

### （3）国土強靱化

国では、「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」を理念とした「国土強靱化基本計画」を平成26年6月に決定し、災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、強くてしなやかな国をつくるという考えを示しました。

道においても、道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守るとともに、北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献すること、及び北海道の持続的成長を促進することを目標に、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定し、具体的な取組を進めています。また、この計画の中では、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化するとされています。

### （4）女性活躍推進

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的に、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

道においては、平成28年3月に「北海道女性活躍推進計画」を策定し、女性活躍推進に向けた施策に取り組むとともに、平成30年4月からは、女性活躍推進計画と一体のものとして施行する「第3次北海道男女平等基本計画」において、「男女が共に活躍できる環境づくり」を進めるため、「女性活躍の気運醸成と見える化の推進」、「働く場における女性の活躍促進」、「農林水産業・自営業における男女平等参画の促進」を基本方向とし、施策を進めることとしています。

### （5）ICTの活用、「i-Construction」<sup>(5)</sup>の導入

建設業は社会資本整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、地域の守り手ではありますが、人口減少や高齢化などにより、建設業就業者が減少している中、建設業の賃金上昇や休日の拡大などの働き方改革を実行していくためには、生産性向上が必要不可欠となっています。

このため、国においては、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新

までのすべての建設生産プロセスでICTなどを活用する「i-Construction」の導入を進めています。

道においても、同様の目的で、平成26年4月に「情報化施工の取組方針」、平成29年2月に「建設現場のICT活用に関する北海道の取組方針」を策定し、取組を進めているところです。

## (6) 働き方改革

平成29年3月に、働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、「日本経済再生に向けての最大のチャレンジは働き方改革」とされており、働く人の視点に立って、労働制度の抜本的改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものです。

建設業については、「適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠である」とされています。

なお、現在の労働基準法では、建設業について、事業の性質上、天候等の自然条件に左右されるため、時間外労働の上限規定が適用除外になっており、見直しを検討されています。

道においては、平成29年10月に、ワーク・ライフ・バランス<sup>(6)</sup>を実現するとともに、人口減少に対応するため、多様な人材の活躍や就業環境の改善、生産性の向上による「働き方改革」の方向性を示す「北海道働き方改革推進方策」を策定し、人手不足の解消を図り、地域社会の持続的発展と本道経済の活性化を目指すこととしています。

## (7) 国土交通省の建設産業政策会議

国土交通省は、「建設産業政策会議」を開催し、劇的な進展を遂げるAI<sup>(7)</sup>、IoT<sup>(8)</sup>などのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後においても、建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて、有識者による検討を行ってきました。

その報告書として、平成29年7月4日に、「建設産業政策2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」が取りまとめられました。この報告書では、「働き方改革」、「生産性の向上」、「良質な建設サービス」、「地域力の強化」を大きな柱として、様々な施策が考えられたところです。

今後、国土交通省で、10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築するとされています。

## (8) 外国人の技能実習等

外国人の技能実習は、平成5年に創設され、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に、外国人を技能実習生として一定の期間受け入れる制度であり、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしています。

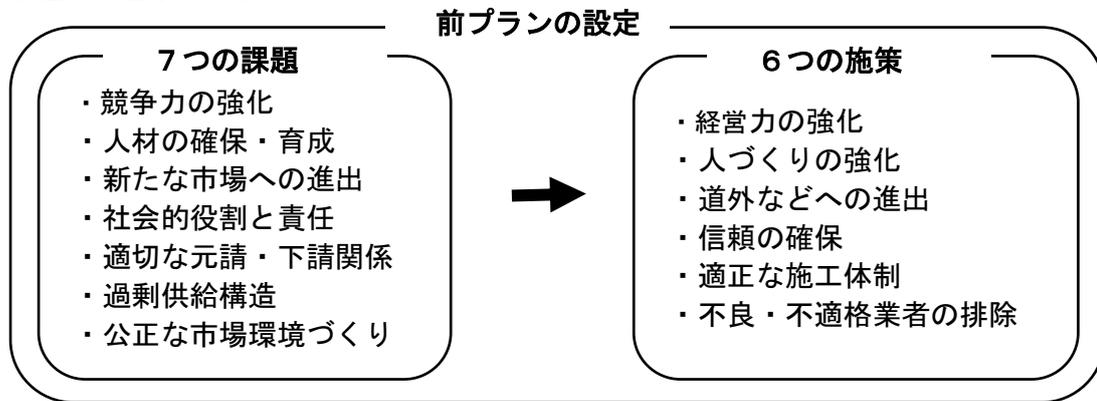
しかし、技能実習生の受入れを行う監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、研修の実施体制や実習生の保護体制が不十分であるなどとして、平成29年11月施行の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」という。）」において、監理団体を許可制、実習実施者を届出制、技能実習計画を認定制とし、実習生に対する人権侵害行為等に対する罰則等の規定などが設けられ、実習期間も、一定の条件のもと、3年間から5年間に延長されました。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等により、必要となる技能労働者について、国では、まずは就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、国内での確保に最大限努めることを基本としています。しかし、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的な措置として、「外国人建設就労者受入事業」を設け、一定の条件のもと、さらに最大3年間、建設業務に従事できることになっています。

### 第3章 前プランの検証

前プラン策定時は、長期にわたる建設投資額の大幅な減少に加え、加速する人口減少や少子高齢化といった社会情勢の中にあり、営業利益もほとんど見込めないなど、本道の建設産業は、厳しい経営環境に置かれていました。

そのような状況を改善するため、前プランにおいては、課題を7つに整理し、「技術と経営に優れた企業」が持続・成長できるよう、全庁を挙げて6つの施策とそれに関連する多くの推進事業を進めてきました。



前プランの検証については、各種データのほか、関係団体からの意見や、建設業者や若年労働者へのアンケート調査結果などを用い、課題に沿って検証します。

なお、第2章と重複するグラフは割愛します。

#### 1 前プランの検証

##### 課題1 競争力の強化（経営体質の強化、技術力の向上）

##### ➔ 施策1 経営力の強化

###### ◇経営の方向性の明確化の支援

主な取組

- ・建設産業支援の総合的な窓口である「北海道建設業サポートセンター」<sup>(9)</sup>において、各種支援策などの情報提供や中小企業診断士、公認会計士による指導・助言などを行いました。

###### ◇本業の強化の支援

主な取組

- ・経営力の向上に向け、中小企業診断士などによる経営戦略や経営課題などに対する指導・助言や各種支援施策の情報の提供、建設業者の経営基盤の強化、事業の活性化を図るために必要な事業資金等の融資を行ったほか、「三者検討会」<sup>(10)</sup>や「経営効率化協議会」<sup>(11)</sup>などを開催しました。
- ・技術力の向上に向け、道発注工事における価格以外の技術力などを評価する総合評価落札方式の充実や講習会の開催のほか、優れた企業や現場技術者に対する表彰を行いました。
- ・民間需要の開拓や拡大に向け、サービス付き高齢者向け住宅の普及促進などに取り組みました。

- ・企業連携の促進に向け、経営力・技術力の強化に資するための合併等に対し、入札参加資格の優遇措置を行いました。
- ・中小企業者等の受注機会の確保に向け、公共工事に関する発注にあたり、受注機会の確保・拡大に取り組んだほか、国などの発注機関に対し要請を行いました。

## 【課題 1 の検証】

### ① 建設投資額

道内の建設投資額は、平成5年度の約4.85兆円をピークに減少傾向にありましたが、平成22年度の約2.05兆円を底として、近年は増加傾向にあるものの、平成28年度は約2.63兆円でピーク時の約54%になっています。

※建設投資額の推移は、2-2ページ参照

### ② 売上高営業利益率

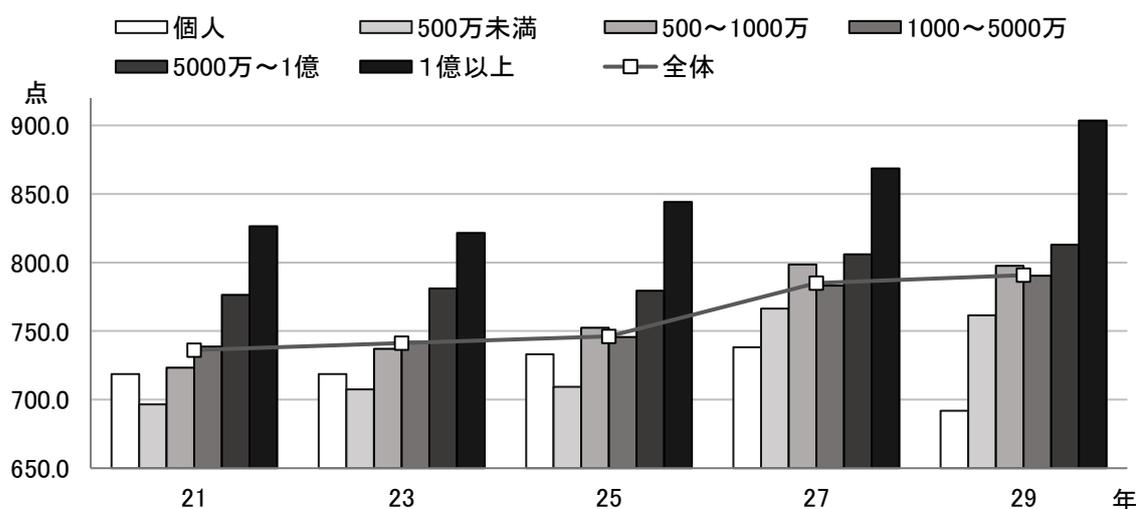
道内の建設業の売上高営業利益率は、平成6年度の3.6%をピークに減少傾向にありましたが、平成21年度の0.0%を底として、近年は改善傾向にあり、平成27年度は2.6%となっています。

※建設業の営業利益率の推移は、2-4ページ参照

### ③ 経営状況

建設部競争入札参加資格者の資本金階層別の経営状況は、資本金階層によって増減がありますが、全体では改善傾向にあります。

建設部競争入札参加資格者の資本金階層別の経営状況の推移（北海道）



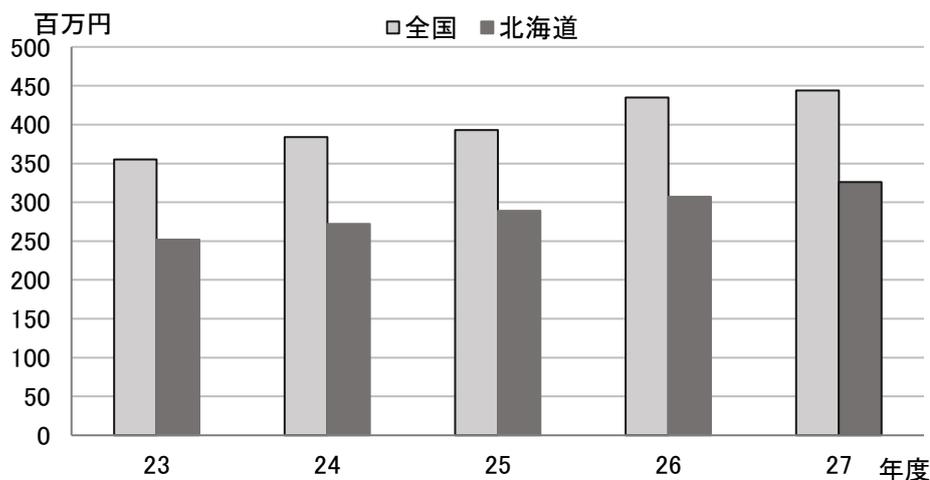
出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

※グラフの点数は、経営事項審査における自己資本比率や利益剰余金などの経営状況を表す指標であり、良好であれば、点数が高くなる。各年3月における申請分。

④ 1事業者当たりの完成工事高<sup>(12)</sup>

道内の建設業の1事業者当たりの完成工事高は、増加傾向にあります。

1事業者当たりの完成工事高の推移

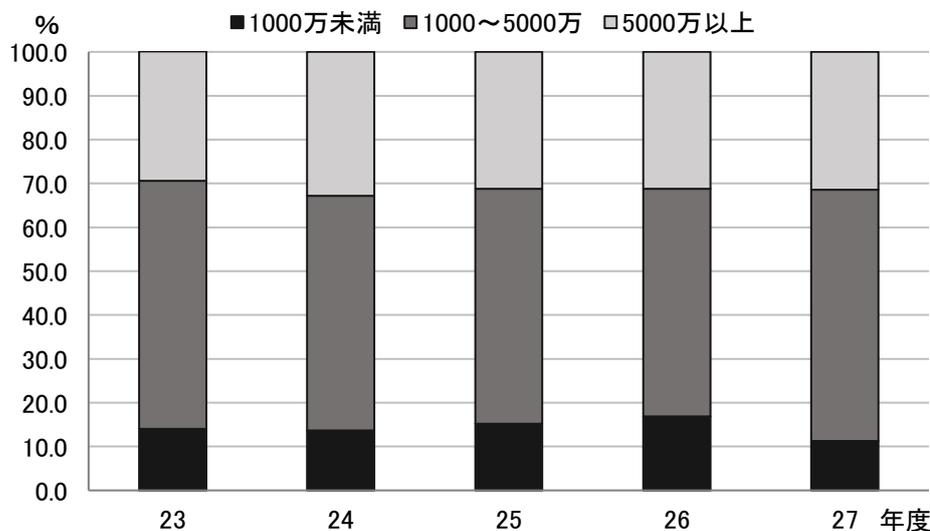


出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」

⑤ 資本金階層別の完成工事高

道内の建設業の資本金階層別の完成工事高の構成比は、概ね横ばいで推移しています。

資本金階層別完成工事高構成比の推移（北海道）



出典：国土交通省「建設工事施工統計調査」

⑥ 建設関連業への委託実績

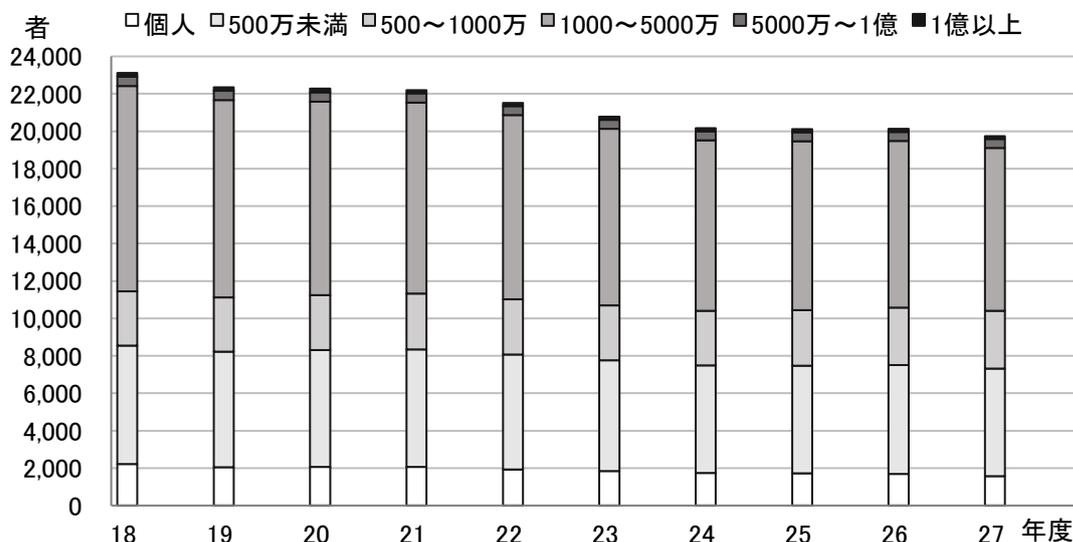
道建設管理部発注の測量、設計（土木及び建築）に係る委託件数、実績額は、概ね減少傾向にあり、地質調査では、概ね横ばい傾向にあります。

※測量、設計、地質調査別委託実績件数、額の推移は、2-3ページ参照

⑦ 資本金階層別許可業者数

道内の建設業の資本金階層別許可業者数の推移では、全体的に減少傾向にありますが、500万円以上1,000万円未満では、近年増加傾向にあります。また、階層別の割合にほとんど変化はありません。

資本金階層別建設業許可業者数の推移（北海道）



出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

⑧ 建設業の倒産件数等

道内の建設業の負債金額1千万円以上の企業倒産は、件数、金額、全産業に占める割合ともに平成21年度以降減少傾向にあり、平成28年は、それぞれ、58件、57億円、全産業に占める構成比は件数で21.6%となっています。

※道内建設業の倒産の推移は、2-4ページ参照

⑨ 建設関連業の登録業者数

道内の建設関連業の登録業者数は、測量業は減少傾向にありますが、建設コンサルタント及び地質調査業は横ばいで推移しています。

※建設関連業の登録業者数の推移は、2-2ページ参照

⑩ 土木施工管理技士数

建設業者における技術力のひとつの目安である土木施工管理技士の合計、1級土木施工管理技士は、ともに増加しています。

道建設部競争入札参加資格者に係る1企業当たり土木施工管理技士数の推移

(単位:人)

年度	21・22	23・24	25・26	27・28	29・30
1級技士	2.8	2.9	2.9	3.0	3.1
2級技士	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4
合計	4.3	4.4	4.3	4.4	4.5

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

- ⑪ 施行成績評定点  
道建設管理部発注工事における施行成績評定点は、毎年、向上しています。

道建設管理部発注請負工事における工事施行成績評定点の推移

(単位:点)

年度	24	25	26	27	28
評定点	86.8	87.7	88.4	89.5	90.1

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

- ⑫ 関係団体からの意見

経営の強化には、「安定的な予算の確保」、「早期発注」、「適期施工」、「余裕のある工期」など、営業利益率の向上を求める声が多くなっています。また、技術者・技能労働者の減少に伴い、工事のピーク時には人員が不足することから、工事の平準化を求める声が多くなっています。

※関係団体からの意見は、資料編「資料1」、「資料3」参照

## 【課題1の検証結果】

各関係者が様々な施策・取組を行っており、営業利益率や倒産件数に一定程度の改善がみられています。また、1企業当たりの技術力が向上しています。

しかし、建設産業が地域に根ざし、持続的に地域の安全・安心を守るためには、経営の安定が不可欠であり、さらなる利益率や技術力の向上に向けた継続的な支援が必要となっています。

## 課題2 人材の確保・育成

### ➡ 施策2 人づくりの強化

#### ◇若年労働者等の確保・育成の支援

##### 主な取組

- ・高校生を対象としたインターンシップの推進や高校生建築デザインコンクールの開催のほか、建設業の事業活動を担う人材の確保・育成を進めるため、職業訓練を実施しました。
- ・就業環境の改善や雇用の安定などを図るため、道発注工事において、工事現場の安全管理の徹底、社会保険未加入企業に対する指導、技能士<sup>(13)</sup>の活用の促進などに取り組みました。
- ・道発注工事において、総合評価落札方式で主任技術者等の教育や、新卒者等の雇用、通年雇用化など、人づくりの強化に取り組む企業を高く評価しました。
- ・建設業団体、職業訓練機関、関係行政機関等で構成する「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」を設置し、担い手の現状や課題に関する認識を共有し連携を強化する体制を構築したほか、建設業の役割や魅力を発信するイベントの開催や建設業団体等が行う若年労働者及び女性労働者の確保・育成・定着の取組に対する財政的支援を行いました。

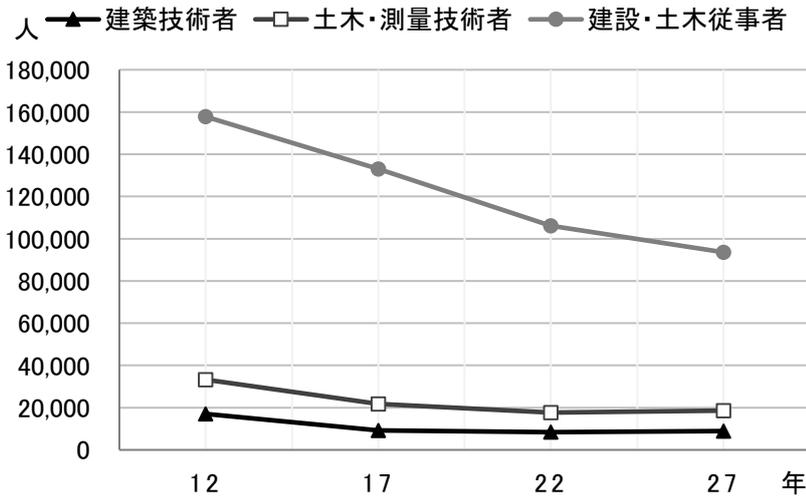
【課題2の検証】

① 技術者<sup>(14)</sup>・技能労働者数<sup>(15)</sup>

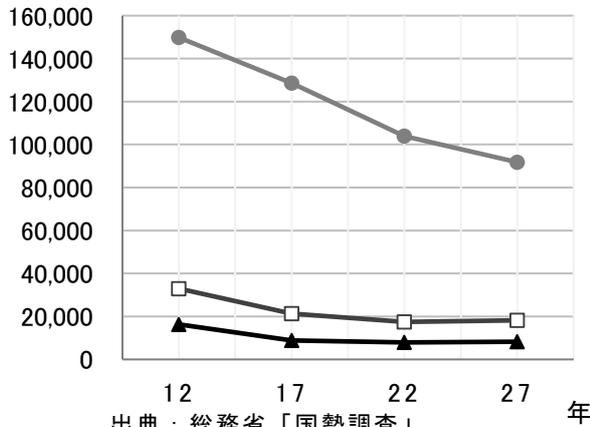
男女とも建築技術者、土木・測量技術者は平成22年まで減少していましたが、近年は横ばいになっています。また、建設・土木従事者については減少が続いていますが、近年の減少の傾きは緩くなっています。

〔\*平成27年の建築技術者、土木・測量技術者の小分類は公表されていないため、平成22年の小分類の比率で按分しています。〕

全道の技術者・技能労働者数(男女計)

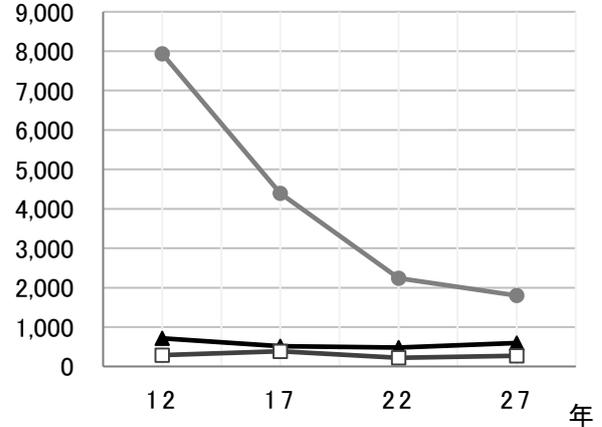


人 全道の技術者・技能労働者数(男性)



出典：総務省「国勢調査」

人 全道の技術者・技能労働者数(女性)



② 年齢階層別の建設業就業者数構成比

道内の建設業就業者は、平成16年以前は50歳以上が約40%、29歳以下が20%弱でしたが、近年は50歳以上が約50%に増加し、29歳以下が約10%に減少しており、それぞれ横ばいで推移しています。

※年齢階層別の建設業就業者数構成比の推移は、2-5ページ参照

③ 建設業に就職した割合

工業系の高校、専門学校、大学等を卒業し、就職した者のうち、建設業に就職した者の割合は、改善傾向が続いています。

就職した卒業生のうち建設業に就職した割合の推移（北海道）

（単位：％）

卒業年月	25.3	26.3	27.3	28.3	29.3
卒業生	53.9	61.2	55.5	54.1	68.5

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

④ 離職した割合

就職後3年以内に離職した者の割合は、大きな変化はありませんが、高校生については、若干改善しています。

3年後の建設業の離職率（北海道）

（単位：％）

卒業年月	23.3	24.3	25.3
高校生	60.1	60.9	56.4
短大等	46.7	46.3	52.7
大学	45.0	44.1	46.6

出典：北海道労働局

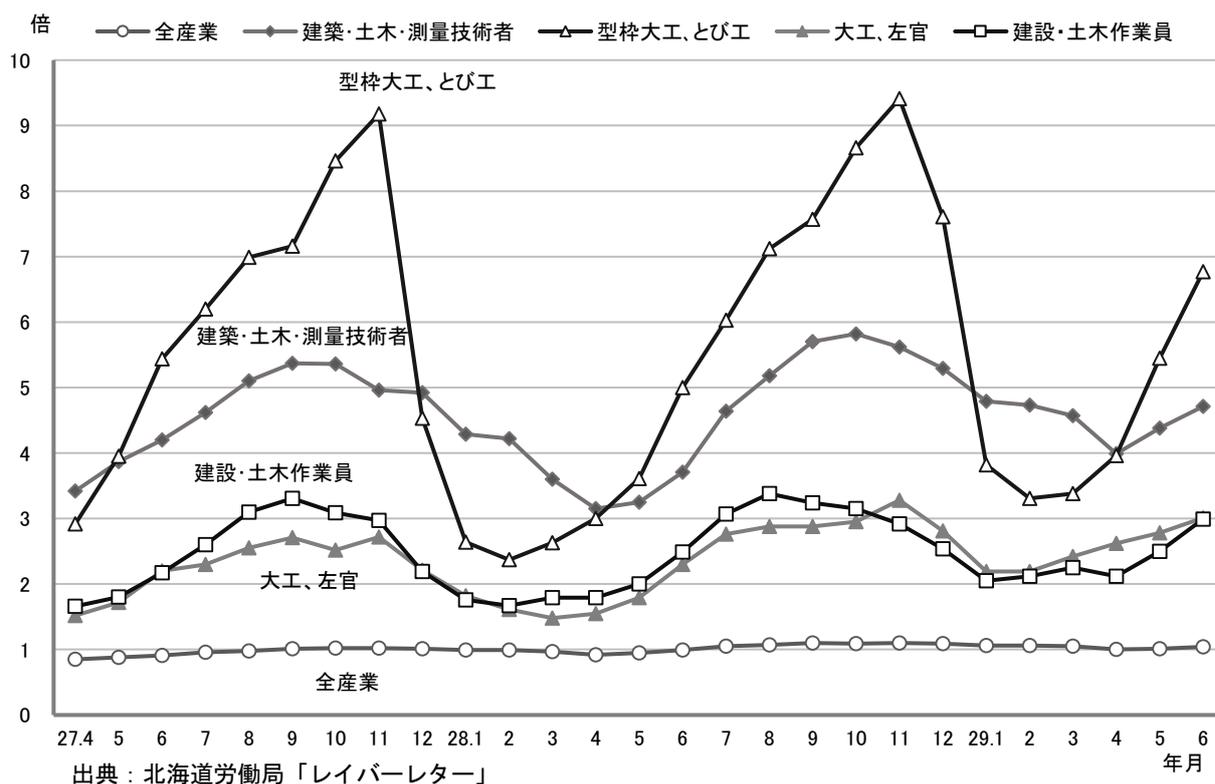
⑤ 有効求人倍率

有効求人倍率は、近年の景気回復傾向や少子高齢化の進行から、全産業で1.0倍を超えています。

その中でも、建設産業従事者の有効求人倍率が大幅に上昇しており、型枠大工・とび工については、9倍を超える時期も発生しています。

ただし、建設業は季節性があり、年間を通じて大きく変動しています。

建設業関係職種の有効求人倍率の推移（北海道）



⑥ 建設労働者の平均月間給与額・労働時間数

道内建設労働者の平均月間給与額は、平成27年の337,837円に対して、全国は380,141円、また、平均月間労働時間は、平成27年の179.0時間に対して、全国は171.5時間となっています。道内建設労働者の平均月間給与額は全国を下回り、逆に労働時間は全国を上回っています。

※建設労働者の平均月間給与額・労働時間数の推移は、2-6ページ参照

⑦ アンケート結果

「平成28年度建設産業振興施策に関するアンケート調査（北海道建設部建設政策局建設管理課）」によると、ほとんどの団体・企業で若年者の採用が難航しています。

また、若年労働者は建設業に対して、就職環境が厳しいイメージを持っています。

◎地方建設業協会等会員企業の技術者・技能者の状況

不足している：19団体中18団体

◎新規学卒者（若年者）等採用状況

予定どおり採用できていない：17団体中16団体

◎企業の今後の方向性（本業維持・拡充など）に取り組む際の課題

人材確保・育成：111企業中96企業（86.5%）

◎若年労働者は、建設業に対して、「休日が少なく、就業環境が厳しい」と感じています。

※アンケート結果は、資料編「資料3」参照

⑧ 関係団体からの意見

技術者・技能労働者とも、高齢化が進行しており、多くの企業で担い手確保に懸命になっていますが、若年者の採用が難航しているとの声が多くあります。

※関係団体からの意見は、資料編「資料1」、「資料3」参照

**【課題2の検証結果】**

建設業就労者のデータによると、技術者は減少していましたが、近年は横ばいになっており、一定の効果が出ていると思われます。しかし、技能労働者の減少は続いています。

建設業に就職した者の割合や高校卒業後3年以内に離職した者の割合は改善傾向にありますが、依然として、全国に比べ就業環境は厳しい状況が続いています。

各関係者が人材確保・育成の努力をしていますが、多くの企業で担い手確保が難航していることから、引き続き支援が必要となっています。

### 課題3 新たな市場への進出

#### ➡ 施策1 経営力の強化

##### ◇新分野進出への支援

###### 主な取組

- ・新分野進出を検討している建設業者などに対し、取組事例、支援施策の情報提供やセミナーの開催、専門家によるビジネスプランの策定への支援のほか、研究開発や販路開拓などへの補助や融資などの支援に取り組みました。また、新分野進出を促すため、優良企業の表彰や競争入札参加資格の優遇措置などに取り組みました。

#### 施策3 道外などへの進出

##### ◇寒冷地技術を活用した道外・海外進出の支援

###### 主な取組

- ・道外、海外の市場に関する情報の提供や相談などの支援を行いました。

#### 【課題3の検証】

##### ① 新分野進出優良建設企業表彰応募者数

新分野進出優良建設企業表彰応募者数は減少していましたが、近年は横ばいで推移しています。

新分野進出優良建設企業表彰応募者数(北海道)

(単位:社)

年 度	24	25	26	27	28
応募者数	7	8	3	2	3

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

##### ② 関係団体からの意見

本業の強化が最も必要と考えているとの回答が多く、積極的に道外に進出しようとする例は少ない状況にあります。

※関係団体からの意見は、資料編「資料1」、「資料3」参照

#### 【課題3の検証結果】

道外進出などは、すぐに利益を生むことが難しく、本業が安泰でなければ、道外への進出を選択しないケースが多い状況にあります。新分野や道外進出の事例を知りたいとの意見があることから、引き続き、情報提供が必要とされています。

## 課題4 社会的役割と責任

### ➡ 施策4 信頼の確保

#### ◇法令遵守の徹底

##### 主な取組

- ・建設業団体等へのガイドラインの周知徹底や社会保険未加入企業への指導などに取り組みました。また、道発注工事において、元請下請間の契約状況等の調査・指導や安全パトロールを実施し、安全対策等の指導・啓発を行いました。

さらに、不正行為を行った建設業者に対しては、関係法令に基づく監督処分や指名停止の措置により厳正に対処するとともに、建設工事に係るトラブルに関する相談窓口である「建設ホットライン」<sup>(16)</sup>も活用しながら法令遵守の徹底を行いました。

#### ◇情報発信の強化

##### 主な取組

- ・建設業団体などとの連携による建設業の役割などを発信するイベントの開催やメールマガジンによる情報提供を行いました。

### 【課題4の検証】

#### ① 建設ホットライン相談件数

建設ホットライン相談件数は、増減を繰り返し、横ばいで推移しています。

年度	24	25	26	27	28
相談件数	49	75	77	55	61

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

#### ② 建設部競争入札参加資格審査における加点措置件数

建設部競争入札参加資格審査における社会貢献<sup>(17)</sup>の加点措置件数は、横ばいで推移しています。

年度	21・22	23・24	25・26	27・28	29・30
社会貢献	2,053	2,255	2,253	2,236	2,207

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

#### ③ 災害対応等の協定

北海道建設業協会をはじめ、全道の地方建設業協会は行政機関と災害発生時における迅速かつ機動的な対応を行うために、協定を取り交わしています。

- ④ 建設業法に基づく監督処分  
建設業法に基づく監督処分数は、増減を繰り返しています。

建設業法に基づく監督処分の推移（北海道）

（単位：社）

年度	24			25			26			27			28		
	指示	営業停止	許可取消												
虚偽申告		1			1			1			1		2		
一括下請															
主任技術者等の不設置					1					1					
粗雑工事等による重大な瑕疵											1				
施工体制台帳等の不作成															
無許可業者等との下請契約		1			1										
無許可営業		1			2						3			2	
公衆危害															
偽計業務妨害罪		2			2						1			3	
労働安全衛生法違反	2			7			3			17			6		
廃棄物処理法違反	4			3			2	1					1		1
労働基準法違反															
貨物自動車運送事業法違反															
建築士法違反	2						2			4					
暴力行為等処罰法違反									2						
覚せい剤取締法違反															
変更等の無届け															
自動車運転過失致死傷罪															
計	8	5	0	10	7	0	7	2	2	22	6	0	10	5	1
年度計	13			17			11			28			16		

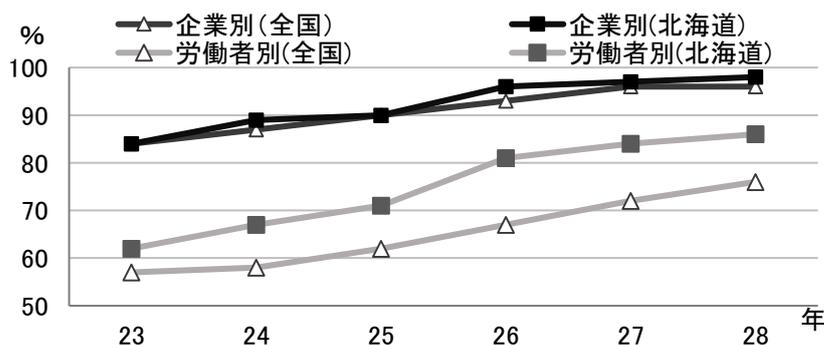
出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

- ⑤ 建設業における労働災害  
道内の建設業の労働災害被災者数は、平成27年で992人となっており、全産業の15.1%を占めています。  
労働災害被災者数は減少していましたが、近年は横ばい傾向にあります。

※道内建設業における労働災害被災者数の推移(休業4日以上と死亡者)は、  
2-6ページ参照

- ⑥ 社会保険加入率  
建設労働者の社会保険加入率は、全国、北海道とも増加傾向にあり、就業環境が改善しています。  
北海道の加入率が、全国の加入率を上回っている状況が続いています。

建設労働者の社会保険（3保険すべて）加入率



出典：国土交通省「公共事業労務費調査（各年10月調査）における保険加入状況調査結果」

※3保険＝雇用保険、健康保険、厚生年金（ただし、23年は年金保険）

- ⑦ 社会保険未加入企業に対する指導数  
社会保険未加入企業に対する指導数は、建設業許可更新時、経営事項審査時ともに減っています。

許可更新時等や経審等、社会保険未加入企業への指導(北海道)

(単位: 者)

年 度	25	26	27	28
建設業許可更新時等指導	415	338	351	84
経営事項審査時指導	457	32	4	0

出典: 北海道建設部建設政策局建設管理課

- ⑧ 関係団体からの意見

建設産業は、本来の姿以上に悪いイメージを持たれており、イメージアップ等のPRを強化すべきとの声があります。

※関係団体からの意見は、資料編「資料1」、「資料3」参照

#### 【課題4の検証結果】

建設ホットライン相談件数、建設部競争入札参加資格審査における加点措置件数、労働災害被災者数は横ばいで推移しており、建設業法に基づく監督処分数は増減を繰り返しています。

道の入札参加資格審査において、社会保険未加入企業の参入を制限していることや建設業許可更新時等での未加入企業に対する指導等により、社会保険加入率が上昇しています。

建設産業が健全な業界であると認識されるために、引き続き、法令遵守の徹底や情報発信に取り組む必要があります。

#### 課題5 適切な元請・下請関係

##### ➡ 施策5 適正な施工体制

##### ◇元請・下請関係の状況把握や指導

###### 主な取組

- ・建設業団体等に対し「建設産業における生産システム合理化指針」<sup>(18)</sup>の周知徹底を図ったほか、道発注工事において、元請下請間の契約状況等の調査・指導や安全パトロールを実施による関係法令の遵守の指導・啓発を行いました。

- ① 下請状況等調査の指導割合

下請状況等調査においては、指導割合が増減を繰り返しながら、横ばいとなっています。

下請状況等調査(北海道)

(単位: 件数)

年度	23	24	25	26	27
調査数	1,865	2,409	2,439	2,785	2,551
指導数	5	16	16	6	11
指導割合	0.27 %	0.66 %	0.66 %	0.22 %	0.43 %

出典: 北海道建設部建設政策局建設管理課

※調査数は、調査対象企業数に調査項目数を乗じたもの。

## 【課題5の検証結果】

下請状況等調査において、調査数に対する指導数は1%以下ですが、元請と下請等の契約の適正化から、継続的に調査、指導を行う必要があります。

## 課題6 過剰供給構造

### ➡ 施策1 経営力の強化

#### ◇経営の方向性の明確化の支援（再掲）

##### 主な取組

- ・建設業支援の総合的な窓口である「北海道建設業サポートセンター」において、各種支援策などの情報提供や中小企業診断士、公認会計士による指導・助言などを行いました。

#### ① 北海道競争入札参加資格者の合併等

道の入札参加資格者の合併と営業譲渡の件数は、平成22年度以降減少し、平成28年度は、13件となっています。

※北海道競争入札参加資格者の合併等の件数の推移は、2-5ページ参照

#### ② 1事業者当たりの完成工事高

道内の建設業の1事業者当たりの完成工事高は、増加傾向にあります。

※1事業者当たりの完成工事高の推移は、3-3ページ参照

## 【課題6の検証結果】

建設業者の「合併」、「営業譲渡」の件数は、いずれも減少しています。

1事業者当たりの完成工事高は増加しており、この課題は一定程度解消しています。

## 課題7 公正な市場環境づくり

### ➡ 施策6 不良・不適格業者の排除

#### ◇ペーパーカンパニー、暴力団関係事業者などの排除

##### 主な取組

- ・道発注工事において、施工体制の点検・確認を行い、暴力団関係建設業者の排除や暴力団員等による不当介入の排除の徹底に取り組んだほか、不正行為等を行った建設業者に対して、指名停止等により厳正に対処しました。

## 【課題7の検証】

### ① 指名停止数

指名停止では、件数、業者数とも、増減を繰り返し、横ばいで推移していますが、指名停止の道内業者数は減少傾向にあります。

北海道競争入札参加資格者の指名停止の推移

( )内の数値は道内業者数(再掲)

年度		24		25		26		27		28	
指名停止基準		件数	業者数								
第1項	虚偽記載									1	2(2)
第2項	過失による粗雑工事(道発注)	3	5(5)	2	2(2)	1	1(1)	4	4(4)		
第3項	過失による粗雑工事(道内)										
第4項	契約違反	2	2(2)	3	3(3)	3	3(3)				
第5項	公衆損害事故(道発注)										
第6項	公衆損害事故(一般工事)							1	2(2)	1	1(1)
第7項	工事関係者事故(道発注)	6	8(8)	9	21(21)	13	26(26)	1	2(2)	3	6(6)
第8項	工事関係者事故(一般工事)			1	1(1)	3	3(3)	2	2(2)	2	2(2)
第9項	贈賄(道職員)										
第10項	贈賄(道内)			1	1(1)						
第11項	贈賄(道外)	1	1(0)					1	1(0)	2	3(0)
第12項	独占禁止法違反行為(道発注)										
第13項	独占禁止法違反行為(道内)					2	6(5)				
第14項	独占禁止法違反行為(道外)	1	1(0)	3	17(0)	1	1(0)	3	13(0)	7	26(0)
第15項	競争入札妨害又は談合(道発注)										
第16項	競争入札妨害又は談合(道内)			1	1(1)	1	1(1)	1	3(2)		
第17項	競争入札妨害又は談合(道外)	2	2(0)	1	1(0)			2	2(1)	1	1(0)
第18項	建設業法違反(道発注)			1	1(1)						
第19項	建設業法違反	2	2(2)	1	1(1)			2	2(2)	1	1(0)
第20項	不正又は不誠実な行為	5	5(5)	9	11(10)	11	11(6)	5	5(3)	4	4(2)
第21項	前各号以外の場合等	1	1(0)	1	1(1)						
計		23	27(22)	33	61(42)	35	52(45)	22	36(18)	22	46(13)

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

### ② 入札参加除外措置数

道発注工事の排除では、入札参加除外措置を取った件数が平成26年度以降0件となっています。

道発注工事の暴力団関係建設業者の排除件数

(単位:件)

年 度	25	26	27	28
入札参加除外措置件数	4	0	0	0

出典：北海道建設部建設政策局建設管理課

## 【課題7の検証結果】

入札事務等の取組により、暴力団関係建設業者の入札参加除外措置件数は、改善されています。

また、道内の指名停止の業者数については、減少傾向にあります但し全体では横ばいで推移しているため、引き続き、取組を行っていく必要があります。

## 2 検証のまとめ

前プランで設定した7つの課題に関する支援施策・取組を検証したところ、以下のとおりの結果となっています。

<b>課題1 競争力の強化（経営体質の強化、技術力の向上） ➡ 施策1 経営力の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業利益率や倒産件数に一定程度の改善</li> <li>・1企業当たりの技術力が向上</li> <li>・利益率や技術力の向上に向けた継続的な支援が必要</li> </ul>
<b>課題2 人材の確保・育成 ➡ 施策2 人づくりの強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者は減少傾向から近年は横ばいで一定の効果</li> <li>・技能労働者の減少継続</li> <li>・高齢化が継続</li> <li>・多くの企業で担い手確保が難航しており支援が必要</li> </ul>
<b>課題3 新たな市場への進出 ➡ 施策1 経営力の強化 施策3 道外などへの進出</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道外進出などは本業が安泰でなければ進出を選択しないケースが多い</li> <li>・事例を知りたいとの意見があることから、引き続き情報提供が必要</li> </ul>
<b>課題4 社会的役割と責任 ➡ 施策4 信頼の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入率が上昇し、就業環境が改善</li> <li>・建設産業が健全な業界であると認識されるために引き続き法令遵守の徹底や情報発信に取り組む必要</li> </ul>
<b>課題5 適切な元請・下請関係 ➡ 施策5 適正な施工体制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査数に対する指導数は1%以下</li> <li>・元請と下請等の契約の適正化から、継続的に調査、指導を行う必要</li> </ul>
<b>課題6 過剰供給構造 ➡ 施策1 経営力の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合併」、「営業譲渡」の件数が減少</li> <li>・1事業者当たりの完成工事高は増加しており、この課題は一定程度解消</li> </ul>
<b>課題7 公正な市場環境づくり ➡ 施策6 不良・不適格業者の排除</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団関係建設業者の入札参加除外措置件数は改善</li> <li>・指名停止の件数、業者数は道外業者が多くを占めており道内業者は減少傾向</li> <li>・建設業のイメージアップのために引き続き取り組む必要</li> </ul>

## 3 今後の対応

前プランの検証の結果、様々な施策等の実施により一定程度の改善がありました。依然として「人材の確保・育成」をはじめ、「経営力の強化」が引き続き重要な課題となっているほか、第2章に記載する建設産業を取り巻く動きに伴う新たな課題を抱えています。

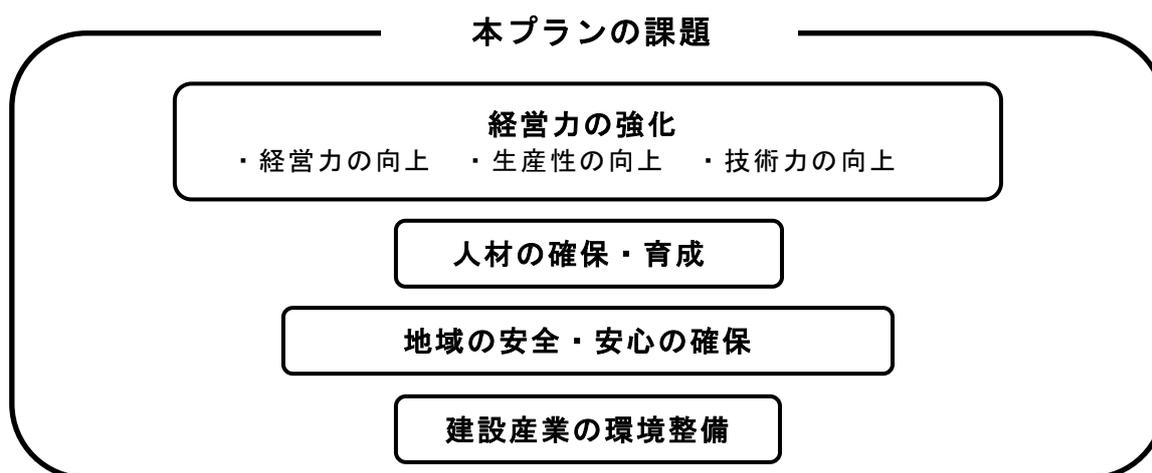
このため、今後も課題解決のための施策等の実施が必要と考え、第4章で本プランの課題を設定し、第5章で支援施策・取組を検討します。

## 第4章 本プランの課題設定

建設産業の現状や関係団体等からいただいた意見、建設業者等に対するアンケート調査結果、国などの建設産業を取り巻く動きなどを踏まえたほか、第3章における前プランの検証の結果、依然として、多くの企業で担い手確保が困難となっており、技術の承継のためにも、引き続き「人材の確保・育成」が重要であるほか、地域経済発展に寄与している地域づくり産業の持続的発展のためには、「経営力の強化」も重要な課題とします。

さらには、平成28年夏に連続して上陸した台風による災害のように、近年、道内各地で局地的な集中豪雨が相次いで発生するなど、これまでも増して災害への対応が重要となっており、また、地域の生活を守る建設産業の持続的発展も必要なことから、「地域の安全・安心の確保」も重要な課題とします。

また、その他の課題については、一定程度の改善となっているものがありますが、本プランの重要課題の解消には、建設産業を取り巻く様々な環境が整っている必要があり、それらをまとめて「建設産業の環境整備」の課題とします。



### 1 経営力の強化

#### (1) 経営力の向上

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、行き過ぎた価格競争を是正することが重要とされ、発注者や受注者の責務が明確になっています。

道内の建設業における営業利益率は平成21年度を底として、ここ数年は改善してきていますが、建設産業が持続的に発展するためには、営業利益の確保が最も重要であり、将来的に安定した予算の確保はもとより、経営改善といった「本業の強化」や賃金水準の上昇、就業環境の改善といった「担い手確保」のためにも、常に安定的な利益を確保できる経営体質の強化が不可欠なものとなっています。

## (2) 生産性の向上

建設産業では、建設投資額が減少していたことや少子高齢化の進行、建設業の就業環境のイメージが悪いことなどから、建設業就業者の減少が続いており、担い手対策が重要となっています。

また、現在、国において、働き方改革の検討が進められており、建設産業においても、週休2日の導入や、長時間労働の是正が求められています。

担い手対策や働き方改革を実行するためには、今までよりも少ない人数で同等の成果を出す必要があります、生産性の向上が不可欠のものとなっています。

生産性の向上には、ICTの積極的活用や、国が進めている「i-Construction」の運用が必要となりますが、それらの導入には、初期投資に高額な費用がかかることや、大規模な工事を実施しない中小企業でも対応可能な生産性の向上が課題となっています。

また、工事等のピーク時には人員が不足することから、工事等の平準化や早期発注を求める声が多くなっているほか、北海道は積雪寒冷地であり、冬期間の施工・調査に大きな制約を受けることから、工事等の早期発注や適期施工が求められています。

## (3) 技術力の向上

平成26年に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、将来にわたる公共工事の品質確保が重要とされ、発注者や受注者の責務が明確にされています。

建設産業は、地域の安全・安心を守る使命から、災害時にも強い良質な社会資本を整備できる能力が求められています。

また、インフラの長寿命化など維持管理、更新等に係るコストを縮減、平準化する取組を進めていますが、今後の社会資本整備においても、維持管理の負担が少ない構造物等を造るための技術力が必要となっています。

さらには、営業利益の確保の上でも、技術力の向上により、無駄のない建設作業を行っていく必要があります。

## 2 人材の確保・育成

建設産業が持続的に発展するためには、その基本となる人材が重要な財産であり、技術や技能の承継においても、継続的な人材の確保、育成が欠かせないものとなっています。

しかしながら、少子高齢化の進行のほか、建設産業に対するイメージから、多くの企業において、人材の確保が難航しており、地域によっても、工業高校のありなしや、若い人の都会志向により、入職の状況が違ふとの意見もあります。

建設業者や若年労働者に対して実施したアンケートにおいては、建設業が人材

不足になる理由として、業界のイメージ（キツイなど）が悪いという理由のほか、休日が少ない、労働時間が長いなどの理由が多くなっています。

技術者と技能労働者を比較した場合、技術者<sup>(8)</sup>の減少に比べ、技能労働者<sup>(9)</sup>の減少が大きくなっています。技術者は、工事現場において、施工上の管理をつかさどる者として、管理技術者や主任技術者としての位置付けがありますが、技能労働者には、建設業法の位置付けがないことから適正な評価と処遇を受けられていないことが課題となっています。

また、就職後3年以内に離職する率も高く、建設産業に長く勤めたいと思う仕組みづくりが必要です。

こうした中、国では、「働き方改革実行計画」において、全産業の就業環境の改善を図ろうとしており、建設産業においても、長時間労働の改善などの対応が求められています。

特に、週休2日の導入が求められていますが、北海道は積雪寒冷地であり、工事の適期が短いため、夏場に集中的に施工を行わなければならないことや、給料が日給の場合、休むことによって、直接的に減収になることなどから、週休2日の導入は難しいとの意見が多くなっています。

また、国では、「女性活躍推進法」により、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ろうとしており、建設産業においても、女性の入職を進め、男女ともに働きやすい就業環境の整備が課題となっています。

### 3 地域の安全・安心の確保

建設産業は、これまで多くの社会資本整備を行ってきましたが、今後は、今までと同様の良質な社会資本整備を求められる一方、これまで建設してきた公共土木施設や建築物等の維持管理や長寿命化なども重要となっています。

さらに、平成28年8月に、台風が北海道に連続して上陸したように、北海道においても、今まで以上に地震や大雨等の自然災害に対し、防災や災害復旧対応への備えが重要となっています。

また、北海道は積雪寒冷地であることから、冬期の道民生活には、除雪による交通ネットワークの確保が不可欠となっています。

これらに対し、地域の安全・安心を確保するには、地域に根ざした建設産業の持続的発展が不可欠であり、地域の守り手、地方創生の担い手として、市町村などと一丸となった地域力強化の取組が求められています。

### 4 建設産業の環境整備

#### (1) 新たな市場への進出

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海を有する我が国の食料供給基地であり、全国的にも魅力ある食材の宝庫となっています。

また、積雪寒冷地であり、長い年月を厳しい自然環境で生活してきたことから、

北海道独自の技術などが蓄積されています。

このため、北海道の優位性や独自の技術を活かした事業展開などによる、新たな市場への進出が期待されていますが、短期間での経営安定化は容易ではなく、将来を見据えた的確な判断が必要となっています。

## (2) 社会的役割と責任

建設産業は、社会資本の整備はもとより、地域の経済や雇用を支えるとともに、災害時対応など地域の安全・安心を担う重要な役割を担っています。

本道の建設産業においても、地域の建設業協会等を中心として、地方公共団体と災害時の対応などを取り決めた協定を交わし、地域住民の暮らしを守る体制を整えています。

しかしながら、一部ではありますが、建設産業に係る法令違反や施工に係るトラブルが発生しており、建設産業の社会的責任が厳しく問われている案件もあります。

このため、建設産業は、引き続き、法令遵守を徹底し、建設産業のイメージアップを図ることが課題となっています。

## (3) 適切な元請・下請関係

建設業が施工する工事には、様々な工種があり、専門的な技術を要するものも多いことから、総合的管理機能を担う総合工事業（元請）と直接施工機能を担う多くの専門工事業（下請）からなる分業関係を基本とする重層下請構造となっています。

建設工事の下請負契約は、本来、対等な立場でなされるものですが、金銭的な問題や杭基礎の施工偽装などの事例にみられた施工責任の所在の曖昧さなどの問題が発生しています。

道の下請状況等調査では、調査数に対する指導数は少ないものの、問題の全ては解消していないため、引き続き、適切な元請・下請関係の構築が必要となっています。

## (4) 企業の承継問題

北海道の建設投資額は、平成5年度のピーク時に比べ平成28年度では約54%になっていますが、建設業許可業者数は平成11年度のピーク時に比べ平成28年度では約75%になっています。また、建設業就業者数は、平成7～9年の約35万人をピークに、平成28年では21万人で、約60%になっています。

建設投資額は、減少していましたが、平成22年度を底に近年は増加傾向にあり、また、平成28年夏の台風被害による災害復旧工事の増加により、一部地域

では、受注業者が不足する事態も発生しています。

そのようなことから、建設産業の過剰供給構造は、一定程度、解消されてきており、近年は、後継者難から、企業の承継問題が多くなっています。

#### (5) 公正な市場環境づくり

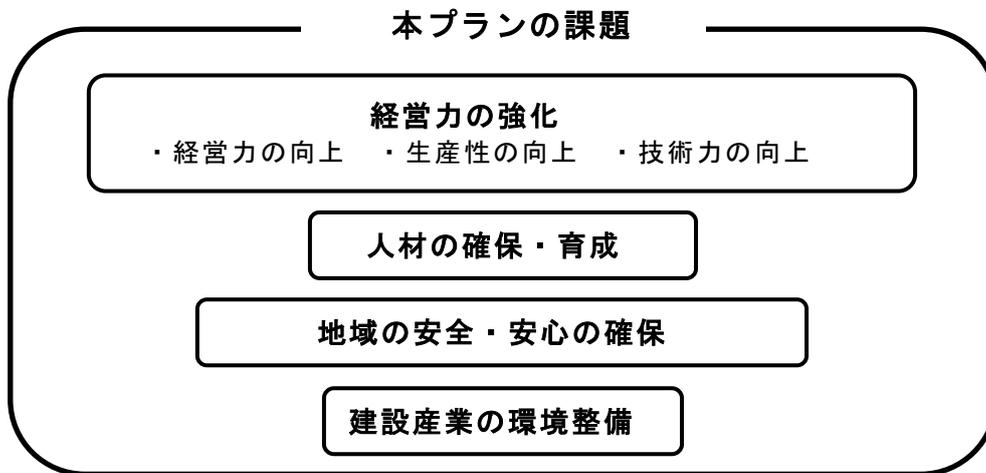
北海道は、全国に比べ、広大な大地を有することなどから、民間工事よりも公共工事が多く、北海道の建設投資額に対する公共投資額の割合は、平成28年度で59%を占めているなど、北海道における公共工事の建設産業に与える影響は大きいものがあります。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、行き過ぎた価格競争を是正することが重要とされ、発注者や受注者の責務が明確にされたところで

す。今後とも、道発注工事において、建設産業が持続・成長できる公正な市場環境づくりが課題となっています。

## 第5章 本プランの施策・取組の展開

第4章では、建設産業の課題を次のように整理しました。



本道の建設産業は、道民生活や社会経済活動の基盤となる社会資本整備はもとより、自然災害に対しては、地域の安全・安心を守るために、地域の先頭に立ち、迅速な復旧に努めています。また、地域の雇用創出や地域経済発展に寄与するという地域づくり産業であり、地域にとっては欠くことのできない産業です。

このようなことから、本プランにおいては、「地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展」を基本方針とします。

さらに、その基本方針達成のため、以下の目標を設定します。

### 「将来に続く経営力の強化」

：企業が将来にわたって持続的な経営を可能とするためには、そのベースとなる「経営力」、「生産性」、「技術力」の向上が必要

### 「技術をつなぐ担い手確保・育成の強化」

：企業の存続や技術の承継のためには、継続的な人材の確保や育成が重要となっており、働き方改革や担い手確保・育成などが必要

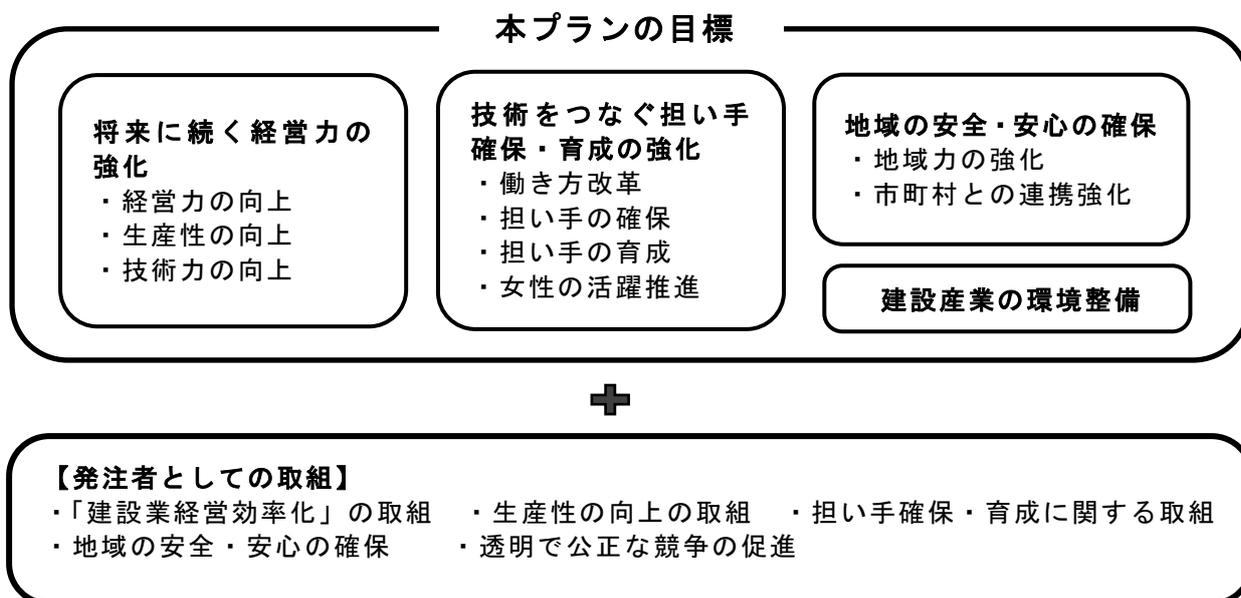
### 「地域の安全・安心の確保」

：大規模自然災害が頻発する中、地域の安全・安心を守るためには、企業の地域に根ざした地域力の強化が必要であり、そのためには、建設産業と市町村の連携も必要

### 「建設産業の環境整備」

：建設産業の持続的発展には、建設産業を取り巻く様々な事業実施環境が整っていることが必要

## 基本方針：地域の安全・安心に欠かせない建設産業の持続的発展



次に、本プランの目標ごとに、具体的な施策・取組を記載します。

### 1 将来に続く経営力の強化

#### (1) 経営力の向上

建設産業を取り巻く環境が依然として厳しい中、各企業が持続的発展を遂げるためには、常に安定的な利益を得られる経営力が必要となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・建設産業支援の総合的な窓口である「北海道建設業サポートセンター」などにおいて、中小企業診断士や公認会計士により、事業承継などを含む経営問題の指導や助言を行います。
- ・北海道建設業サポートセンターやメールマガジンなどで、各種支援施策などの情報提供や、建設産業の役割、重要性の発信を行います。
- ・中小企業等の経営力向上などのため、事業資金等の融資や小規模事業者等の設備導入の支援などを行います。
- ・建設産業の様々な課題に対応するため、建設業経営効率化庁内連携会議や地方協議会を開催し、「建設業経営効率化」の取組を推進します。
- ・経営力強化のため、経常建設共同企業体の結成により、継続的な協業関係を確保する企業の活用を図ります。
- ・適正な利益確保のため、実勢単価を反映した労務や資材単価などの適用や、適時の設計変更を行います。
- ・早期発注や、余裕のある工期の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めます。

- ・ 中小企業の支援のため、道は、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」により、中小企業者の受注機会の確保に努め、さらに、国、ＪＲ北海道、東日本高速道路（株）、（独）鉄道建設・運輸施設整備機構 鉄道建設本部北海道新幹線建設局などの発注機関に対し、受注機会の拡大のための措置を講ずるよう要請します。
- ・ 民間需要の開拓や拡大のため、住宅関連事業などの普及促進に取り組みます。

## （２）生産性の向上

建設産業における人材の確保が困難な中、各企業が安定的な経営を行うには、少ない就業者においても今までと同様の成果を上げることが必要であり、様々な省力化の取組やＩＣＴの導入などによって、工事施工や業務実施の一層の効率化を図ることが重要です。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・ ＩＣＴに対応した建設機械での施工やＩＣＴを活用した測量機器による出来形管理などにより、工事現場における施工の簡略化や書類作成の省力化・効率化を図ります。
- ・ ＩＣＴなどを持たない建設業者に対しては、建設現場における現場打ちコンクリートの打設の効率化、コンクリート構造物のプレキャスト化などを推進するとともに、省力化に資する設計についても検討します。
- ・ 建設工事のコスト縮減などのために新技術を積極的に活用します。
- ・ 早期発注や、余裕のある工期等の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めます。

## （３）技術力の向上

平成２６年の品確法の改正以降、将来にわたる建設工事の品質確保が重要となり、より一層の技術力の向上が求められています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・ 技術の向上や品質確保を目的に、優秀な建設業者、現場技術者、建設コンサルタントなどを表彰します。
- ・ 総合評価落札方式の入札において、技術力の向上に取り組む企業を評価します。
- ・ 経常建設共同企業体の結成により、継続的な協業関係を確保する企業の活用を図ります。
- ・ 建設工事のコスト縮減、安全・安心の確保、環境保全やリサイクルの推進などの新技術情報を募集し、積極的な活用を進めます。
- ・ 技術講習会などの開催などにより、技術力の向上を図ります。

## 2 技術をつなぐ担い手確保・育成の強化

### (1) 誰もが輝ける働き方改革の推進

建設産業は、他の産業に比べ、週休2日の導入や長時間労働改善などの対応が遅れており、建設業就業者の入職が進んでいないことから、就業環境の改善が必要となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・「ほっかいどう働き方改革支援センター」<sup>(19)</sup>などを設置し、就業環境の整備に係る相談や、労働関係法制などの普及啓発を行います。
- ・「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」<sup>(20)</sup>の実施などにより、両立支援に係る法や制度の普及啓発を行います。
- ・建設労働者の労働環境を積極的に整備している企業の表彰を行います。
- ・ICTを活用した書類等の簡素化や施工の省力化を図り、週休2日制工事の導入、超過勤務の削減に努めます。
- ・労働市場の実勢価格を把握し、適切な賃金水準の確保を図ります。
- ・早期発注や、余裕のある工期等の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めます。
- ・安全パトロールを実施し、施工体制や安全対策等の適正化について指導・啓発を行います。
- ・総合評価落札方式による入札で、主任技術者等の教育や、新卒者等の雇用、通年雇用化など、人づくりの強化に取り組む企業に対する評価を行います。
- ・建設業退職金共済制度の加入状況等の把握や、社会保険の未加入企業への是正指導等を行います。
- ・建設業団体や道発注工事の請負業者等に対して、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度の周知を図ります。

### (2) 技術をつなぐ担い手の確保

建設業就業者数は引き続き減少しており、建設産業の持続的発展のためには、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

また、国の動向を見極めながら、外国人の受入れについても、検討することが必要となっています。

このため、「(1) 誰もが輝ける働き方改革の推進」で記載した施策・取組のほか、主な具体的施策・取組としては、

- ・「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」において、建設業団体、職業訓練機関、関係行政機関等が技術者・技能労働者などの担い手の現状や課題に関する認識を共有し連携を強化するなど、担い手の確保・育成の取組の効果的な推進につなげます。
- ・「北海道建設業サポートセンター」やメールマガジンなどで、各種支援施策などの情報提供や、建設産業の役割、重要性の発信を行います。

- ・小中学生や高校生、大学生のほか、幅広い年齢層や女性の方々にも、様々なイベントやセミナー、工事現場の見学会などを通じ、建設産業の魅力をPRすることにより、イメージアップを図ります。
- ・建設産業が担っている、道路や河川などの社会資本整備や住宅などの建築などについて、広く道民に紹介するためパネル展を開催します。
- ・産学官が連携し、高校生が主体に行うインターンシップをはじめとする体験的な学習活動の取組を行います。
- ・将来の建築技術者を志す工業高校の生徒を対象として、公共建築物のデザインコンクールを実施します。
- ・冬期の工事に必要な増嵩経費の措置や季節労働者の資格取得に要する経費助成などの取組により、季節労働者の通年雇用化を促進します。
- ・入職者を募集する各企業が効果的なPRを行えるように、ホームページやSNSを活用した情報発信方法などの習得を支援します。

### (3) 技術をつなぐ担い手の育成

建設産業は、入職者の減少だけでなく、入職後3年以内の離職率も高いことから、建設産業で働く方々に長く勤めてもらうための支援や取組が必要となっています。

このため、「(1) 誰もが輝ける働き方改革の推進」で記載した施策・取組のほか、主な具体的施策・取組としては、

- ・「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」で技能労働者の確保・育成の取組を推進します。
- ・職業訓練を行う中小企業事業主団体等に対し、運営費などに要する経費を補助します。
- ・積極的に技能士を重用するとともに、多年にわたり技能の習得に励み、卓越した技能を身に付けた者を表彰します。
- ・担い手の育成にあたり、育成する側の指導力向上のため、指導方法等を習得する研修等の開催を支援します。

### (4) 北の輝く女性の活躍推進

建設産業においても、女性の個性と能力が十分に発揮されることが、一層重要であることから、女性の活躍推進が求められています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・「北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会」で、女性の活躍促進の取組を推進します。
- ・女性の能力発揮や職域拡大を図るため、「北海道なでしこ応援企業認定制度」<sup>(21)</sup>や「北海道なでしこ応援企業表彰制度」の実施により、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる企業を支援します。

- ・工事現場に快適トイレの設置を進めるなど、女性が働きやすい職場環境を創出します。

### 3 地域の安全・安心の確保

#### (1) 地域力の強化

建設産業は、日頃の維持管理や社会資本の長寿命化への対応のほか、災害などから地域住民を守る役割が重要となっており、その地域に根ざした企業の持続的発展が必要となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・総合評価落札方式の入札において、災害時の協力など地域の安全・安心へ貢献している企業を評価します。
- ・関係機関との防災協定を締結し、災害応急対策の強化を図ります。
- ・市町村及び防災関係機関と連携して、防災教育、防災訓練等に取り組みます。
- ・中小企業の事業継続計画（BCP）<sup>(22)</sup>セミナーの開催により、BCP策定の機運を醸成するとともに、融資制度の取扱により、資金面から支援します。

#### (2) 市町村との連携強化

建設産業が地域の守り手、地方創生の担い手となるためには、その地域の市町村との強力な連携が必要となります。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・協議会などを通じ、地域建設産業と市町村との連携を強化し、建設産業の振興を図ります。
- ・市町村に総合評価落札方式等の入札制度や、担い手3法<sup>(23)</sup>改正の趣旨を周知することにより、地域建設業の経営の安定化を図ります。

### 4 建設産業の環境整備

#### (1) 新分野や道外などへの進出

建設業団体等との意見交換では、多くの建設業者は本業の強化を経営方針にしていますが、年度間や季節による受注工事の増減による影響を平準化するには、新分野や道外などへ進出するのも経営判断の一つとなります。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・事例紹介などの情報提供や指導・助言のほか、研究開発や販路開拓するための補助や融資などの支援に取り組みます。
- ・道内の技術を活かした事業の販路拡大のため、見本市へ出展します。
- ・新分野へ進出した優良企業の表彰などを行います。

## (2) 法令遵守の徹底

道外においては、依然として談合などが行われ、指名停止処分が続いています。公正な競争環境のためにも、引き続き法令遵守が求められています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・建設業法や労働安全衛生法などの関係法令の遵守に関するガイドラインなどの周知徹底を行い、建設工事の安全パトロールや下請状況等調査などで関係法令の遵守状況を確認します。
- ・社会保険未加入企業への是正指導や、不正を行った建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等を行うほか、建設工事請負契約上のトラブルに関する相談等に対しては、「建設ホットライン」で助言します。

## (3) 適正な施工体制

建設工事は、発注者と直接契約を行う元請業者と、その元請業者と契約を行う下請業者が組み合わさって、工事が行われる重層下請構造となっており、元請業者と下請業者が対等な立場で契約が取り交わされ、下請業者にしわ寄せがいくことがない体制が求められています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・「建設産業における生産システム合理化指針」の周知徹底を行うことや、建設工事において、下請状況等調査や安全パトロール、施工体制点検等を実施します。
- ・「建設ホットライン」において、建設工事請負契約上のトラブルに関する相談等に対応します。
- ・建設業等の構造改善の推進や、総合工事業、専門工事業等の建設業者団体の自主的な協議の場づくりへの支援として、「建設業等における構造改善推進懇談会」<sup>(24)</sup>を開催します。

## (4) 不良・不適格業者の排除

優良な建設業者が持続的発展するためには、適正な競争環境が必要であり、建設産業に対する悪いイメージを払拭するためにも、不良・不適格業者の排除が必要です。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・建設業許可更新時や工事の発注時等において社会保険の未加入企業への是正指導等を行います。
- ・「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」<sup>(25)</sup>により、道発注工事からの暴力団関係建設業者の排除や暴力団員等による不当介入を排除します。
- ・建設工事において、下請状況等調査や安全パトロール、施工体制点検等を行

い、不正行為等を行った建設業者に対しては、指名停止等により厳正に対処します。

- ・「建設ホットライン」において、建設工事請負契約上のトラブルに関する相談等に対応します。

## 【発注者としての取組】

### (1) 「建設業経営効率化」の取組

経営の安定化は、発注者と受注者が共に、建設産業の置かれている状況や課題を共有し、解決することによって可能となることから、意見交換等が重要となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・建設産業の様々な課題に対応するため、建設業経営効率化庁内連携会議や地方協議会を開催し、「建設業経営効率化」の取組を推進します。
- ・技術力の向上や工事を円滑に施工するため、工事施工前に発注者、施工者、設計者による施工条件や設計の考え方などの確認を行う三者検討会を開催します。
- ・工事発注前の段階において、用地取得や占用物件移設協議の状況、他機関との許認可・協議状況等について、確認・審議するトータルマネジメント委員会を開催します。

### (2) 生産性の向上の取組

建設業就業者が減少しているなか、適正な営業利益を得るためには、少ない人数で同様の成果を得ることが必要であり、生産性の向上が必須となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・ICT建設機械での施工やICTを活用した測量などによる出来形管理などにより、工事現場での施工や書類作成の省力化を図ります。
- ・建設現場における現場打ちコンクリートの打設を効率化することや、コンクリート構造物のプレキャスト化を推進します。
- ・早期発注や、余裕のある工期等の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めます。
- ・CIM<sup>(26)</sup>等の新しい設計、施工のあり方を検討します。
- ・適切な設計変更手続きや工事完成検査が円滑に行われるよう、受発注者間で設計変更内容や工事書類の簡素化等について確認共有するため、設計変更確認会議を開催します。
- ・工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を行い、適切な工程管理を行うため、ワンデーレスポンス<sup>(27)</sup>を実施します。

### (3) 担い手確保・育成に関する取組

多くの建設業者は本業の強化を経営方針としており、担い手不足が続くなか、人材確保のためには、賃金アップや週休2日制などの就業環境改善が求められています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

○担い手確保には、

- ・競争入札参加資格審査において、技術・社会点の評価に、担い手確保や女性の活躍推進を加点することや、総合評価落札方式の入札で、新規雇用や若年技術者を配置した企業を優遇します。

○就業環境の改善には、

- ・許可更新時等や経営事項審査等、社会保険未加入企業への指導することや、競争入札参加資格者や下請業者を社会保険等の加入者に限定します。
- ・建設業団体や道発注工事の請負業者等に対して、一人親方等に対する労災保険の特別加入制度の周知を図ります。
- ・早期発注や、余裕のある工期等の設定に努めるなど、施工時期等の平準化に努めるとともに、早期の単価変更による、実勢を反映した労務単価による積算、設計資材単価の毎月改定と予定価格の適切な設定、不調・不落等の工事における見積りを活用した入札の検討などを行います。

○育成のためには、

- ・技能士の積極的な活用や、入札参加資格審査における通年雇用化の実績のある企業への優遇措置、及び総合評価落札方式の入札で、新規雇用や若年技術者の育成、確保の取組を評価するなどに取り組みます。

### (4) 地域の安全・安心の確保

防災対応や災害復旧、インフラの維持管理や補修、除雪など、地域の生活を守る建設産業は不可欠なものであり、地域に根ざした建設産業の持続的発展が必要です。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき策定する個別施設計画に、補修や更新の中長期的な見通しを示します。
- ・住民が安全で安心して暮らせる道路・河川等の維持管理体制を確立するため、「北海道維持管理業務連絡協議会」<sup>(28)</sup>と意見交換を実施し、地域の建設産業の持続的発展を図ります。
- ・関係機関との防災協定を締結し、災害応急対策の強化を図ります。
- ・総合評価落札方式の入札で、災害時の協力など地域の安全・安心へ貢献した企業を評価します。
- ・入札参加資格において、維持、防災活動、除雪実績や建設機械、除雪機械の保有状況への評価を行います。

## (5) 透明で公正な競争の促進

建設産業の健全な発展のためには、公正な競争が必要となっています。

このため、主な具体的施策・取組としては、

- ・「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」により、道発注工事からの暴力団関係建設業者の排除や暴力団員等による不当介入を排除します。
- ・不正行為等を行った建設業者に対して、指名停止等により厳正に対処し、公正な競争に支障となる不良・不適格業者の排除に努めます。
- ・建設業許可更新時や工事の発注時等において社会保険の未加入企業への是正指導等を行います。
- ・元請・下請関係における契約関係の適正化を図るため、道発注の建設工事において元請下請間の契約状況等の調査・指導を行います。
- ・入札手続きの客観性・透明性をより高め公正な競争を促進させる観点から、一般競争入札を実施します。
- ・価格に加え、価格以外の技術力などの要素も総合的に評価する総合評価落札方式を充実し、技術力の向上に取り組む企業に対する評価を行います。

## 第6章 プランの推進について

### 1 推進にあたっての姿勢

本道建設産業の持続的発展に向け、様々な課題に対応するため、本プランを基に、各企業、団体、道、関係機関等が、それぞれの立場において努力するとともに、連携を図り、様々な取組を積極的に実施していくことが重要です。

また、国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>(29)</sup>の達成に資するよう取り組むことが必要となっています。

#### **建設産業**

各企業は、自社の持続的発展はもちろんのこと、地域の発展や雇用を支え、地域の安全・安心を守る重要な役割を担っていることを認識し、必要に応じ、本プランを活用するなど、企業ごとの努力が求められます。

#### **北海道**

道は、本プランの周知に努めるとともに、各企業、業界団体の行う取組が円滑に進むように、全庁を挙げて支援に取り組めます。

また、道民の皆様には、皆様も発注者となることがありますので、建設産業のおかれた立場にご理解いただき、建設産業が持続的発展できるよう、本プランの推進にご協力をお願いするものです。

### 2 推進・管理体制

道では、建設産業支援の総合的な窓口である「北海道建設業サポートセンター」（本庁建設部、総合振興局、振興局に設置）により、本プランの周知、及び推進に努めていくとともに、様々な相談などに対応します。

本庁では、全庁的な組織である「建設産業振興に関する連絡会議」において、毎年、推進事業の取組状況や事業の見直しなどの進行管理を行い、本プランの効果的・効率的な推進を図ります。

また、「地方建設業経営効率化協議会」等で、道と各地方建設業協会等が意見交換などにより、情報を共有し、課題等を解決するなど、「地域の安全・安心に欠かさない建設産業の持続的発展」を図ります。

## 【注釈】

P 1 - 1

### (1) 建設産業

建設業と建設関連業を合わせて、建設産業としました。

建設業：土木・建築工事を施工することを主としている事業。

建設関連業：調査、計画、設計、用地補償などの業務を行う事業。

測量業、地質調査業、設計業、補償コンサルタント等。

P 1 - 3

### (2) 「北海道総合計画」

平成28年度～37年度の道政の基本的な方向を総合的に示すもので、すべての道民がともに考え、ともに行動するための指針となるもの。

### (3) 「新・北海道ビジョン推進方針」

知事が公約として掲げた政策の基本的な考え方や展開方向などを道民の皆様にお示しし、公約を着実に実施していくため、取りまとめたもの。

P 2 - 8

### (4) ICT (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」の略であり、情報処理や通信に関する技術を総合的に示す言葉。

P 2 - 9

### (5) 「i-Construction」

調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスをICT等の活用により、建設現場の生産性の向上を図る取組。

P 2 - 10

### (6) ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

### (7) AI (Artificial Intelligence)

人工知能。学習、推論、認識、判断など、人間の脳の役割を機械に代替させようという研究分野、あるいはそのコンピューターシステム。

### (8) IoT (Internet of Things)

自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

P 3 - 1

( 9 ) 「北海道建設業サポートセンター」

道内建設業者等からの本業強化や新分野進出などの相談に対し、中小企業診断士などの専門家によるアドバイスや、国や道などの各種支援施策の情報を提供するため、道庁及び各総合振興局・振興局に設置する建設産業の支援に関する総合的な相談窓口。

( 1 0 ) 「三者検討会」

発注者、設計者、施工者が工事を施工する上での設計条件・手法、施工方法・手順などを確認し、設計思想の共有や工事の品質、安全な施工の確保を目的とする会議。

( 1 1 ) 「経営効率化協議会」

工事現場等の効率的な施工や契約制度等の課題解決を行うことにより、適正な利益確保を図ることを目的にした経営効率化の各種取組について、建設業団体等と道において、意見交換等を行う協議会。

P 3 - 3

( 1 2 ) 完成工事高

完成した工事の売上高、収益のこと。建設業では、一般業種で売上高にあたることを完成工事高と呼ぶ。

P 3 - 5

( 1 3 ) 技能士

職業能力開発促進法に基づいて実施される技能検定試験に合格した者。

P 3 - 6

( 1 4 ) 技術者

建設業法において、技術者の職務として、「当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督」と規定されており、一般的にその職務に従事するものを技術者という。

( 1 5 ) 技能労働者

法令上の定義はないが、建設工事において、直接的な作業を行う、技能を有する労働者をいう。

P 3 - 1 0

( 1 6 ) 「建設ホットライン」

建設工事の請負契約上のトラブルに関する相談窓口として、平成 1 7 年に建設部に設置。

(17) 社会貢献

会社が組織的に行う奉仕活動（河川敷の清掃など）、又は地域貢献活動（地域イベントの参加、スポーツ活動支援など）

P 3 - 1 2

(18) 「建設産業における生産システム合理化指針」

発注者から直接建設工事を請け負った元請業者と、元請業者から工事を請け負った下請業者とが対等な協力者として、その役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものの。

P 5 - 4

(19) 「ほっかいどう働き方改革支援センター」

従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応するために、道が開設したセンター。

(20) 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」

育児や介護などと仕事の両立できる制度など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組を推進する制度。

P 5 - 5

(21) 北海道なでしこ応援企業認定制度

女性の職業生活における活躍を支援するため、積極的な取組を推進している優れた企業を認定し、当該企業が社会的に評価される仕組みを作ることにより、企業の自主的な取組を推進する制度。

P 5 - 6

(22) 事業継続計画（BCP）

Business Continuity Plan。自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画。

(23) 担い手3法

担い手3法とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」、「建設業法」をいう。

P 5 - 7

( 2 4 ) 「建設業等における構造改善推進懇談会」

総合工事業者団体、専門工事業者団体、建設関連業団体、及び関係行政機関等により、建設業等に係る諸問題について協議し、その解決方策や構造改善の推進策等について協議する会。

( 2 5 ) 「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」

北海道における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、及び道、道民、事業者等の責務を明らかにするとともに、道及び事業者が講ずべき措置、暴力団事務所に関する措置その他必要な事項を定めたもの。

P 5 - 8

( 2 6 ) C I M (Construction Information Modeling)

社会資本の計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有すること。

( 2 7 ) ワンデーレスポンス

工事や調査・設計業務等において、発注者が受注者からの問い合わせに対して、1日以内あるいは期限を決めて回答を行うという取組。

P 5 - 9

( 2 8 ) 「北海道維持管理業務連絡協議会」

北海道内全域において、住民が安全で安心して暮らせる道路・河川等維持管理体制を確立していくことを目的に、各地域の維持組合連絡協議会等から構成されている協議会。

P 6 - 1

( 2 9 ) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : S D G s)

2015年9月に国際連合で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。国が策定した「持続可能な開発目標 (S D G s) 実施指針」では、生産性向上、女性活躍の推進など、本プランに関連する施策が示されている。

担当 北海道建設業サポートセンター

(北海道建設部建設政策局建設管理課)

住所 〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 (内線 29-715 29-717)

011-204-5810 (ダイヤルイン)

FAX 011-232-6335

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>